

令和7年第3回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 令和7年9月22日 午前10時00分 開会
午後 5時27分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 西川善浩	2番 横井晶行
3番 柴田三乃	4番 坂本剛司
5番 杉本訓規	6番 欠員
7番 吉村始	8番 奥本佳史
9番 松林謙司	10番 谷原一安
11番 川村優子	12番 増田順弘
13番 西井覚	14番 藤井本浩
15番 下村正樹	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明	財務部長	内蔵清
市民生活部長	西川勝也	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	中井智恵
こども未来創造部長	葛本章子	教育部長	勝眞由美
上下水道部長	吉田和裕		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	米田匡勝	書記	神橋秀幸
書記	岩永睦治	書記	関元瞳
書記	西畠さくら		

6. 会議録署名議員 10番 谷原一安 11番 川村優子

7. 議事日程

日程第1 認第1号 令和6年度葛城市一般会計決算の認定について
日程第2 認第2号 令和6年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について

- 日程第3 認第3号 令和6年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第4 認第4号 令和6年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第5 認第5号 令和6年度葛城市靈苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第6 認第6号 令和6年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第7 認第7号 令和6年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第8 認第8号 令和6年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第9 認第9号 令和6年度葛城市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 認第10号 令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（葛城市）決算の認定について
- 日程第11 議第59号 葛城市農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議第60号 葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定について
- 日程第13 議第62号 葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第63号 葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第15 議第64号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第16 議第54号 葛城市公民館の指定管理者の指定について
- 日程第17 議第55号 葛城市老人憩の家の指定管理者の指定について
- 日程第18 議第56号 葛城市集落センターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議第57号 葛城市農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第20 議第58号 葛城市ふれあい集会所の指定管理者の指定について
- 日程第21 議第61号 葛城市堆肥場設置条例を制定することについて
- 日程第22 議第65号 葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第23 議第66号 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更について
- 日程第24 議第67号 令和7年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第25 議第68号 令和7年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第26 議第69号 令和7年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第27 議第70号 令和7年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第28 議第71号 令和7年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第29 議第72号 令和7年度葛城市下水道事業会計補正予算（第1号）の議決につ

いて

- 日程第30 議第73号 工事請負契約の締結について ((仮称) 當麻複合施設整備工事)
- 日程第31 発議第3号 葛城市議会委員会条例の一部を改正することについて
- 日程第32 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 日程第33 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 議第73号 工事請負契約の締結について ((仮称) 當麻複合施設整備工事)

開会 午前10時00分

奥本議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

ここで報告事項を申し上げます。

市長より工事請負契約の締結に関する追加議案が提出されました。また、議会運営委員会からの葛城市議会委員会条例の一部改正議案の提出、奈良県後期高齢者医療広域連合より広域連合議員選挙の実施依頼がございましたので、それらの取扱いにつきまして、各常任委員会における付託議案以外の調査案件と併せて、9月17日午前11時15分より議会運営委員会を開催いただき、議事日程、審議方法についてご協議いただいておりますので、議会運営委員長よりご報告願います。

13番、西井覚議員。

西井議会運営委員長 皆さん、おはようございます。それでは、市長より議第73号が追加議案として提出されましたことを受けまして、去る9月17日、午前11時15分より議会運営委員会を開催し、その審議方法について、また、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査、葛城市議会委員会条例の改正、奈良県後期高齢者医療広域連合議員に1名の欠員が生じたことに伴う選挙の取扱いについて協議いたしました。併せて慎重に協議しておりますので、その内容についてご報告します。

まず、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきましては、総務建設常任委員会から、総務建設常任委員会の所管事項に属する事項の1項目を常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申出がありました。また、厚生文教常任委員会からは、厚生文教常任委員会の所管に属する事項の1項目を常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申出がありましたので、それぞれ付託議案以外の所管事項の調査として審査願うことに決定いたしました。

なお、これらの調査案件につきましては閉会中も継続して審査を要するとして、各常任委員長より議長に対して閉会中の継続審査の申出がなされております。

次に、追加議案につきましては、日程第29までの議案の採決終了後に日程第30、議第73号、工事請負契約の締結について（（仮称）當麻複合施設整備工事）を上程し、内容説明を受けた後、質疑を行います。そして会議規則第37条によりまして、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会への付託についてお諮りいたします。その後、付託の議決をいただきましたら、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会で審査をお願いします。

議案が付託された後、本会議を休憩し、休憩中に當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会を開催し、追加議案について審査をお願いします。委員会終了後、本会議を再開し、議第73号を議事日程に追加いたします。その後、追加日程第1、議第73号を上程

し、委員長報告、委員長報告に対する質疑の後、討論、採決を行います。

次に、日程第31、発議第3号の葛城市議会委員会条例の一部改正議案につきましては、議会運営委員会からの委員会提出議案となっております、上程し、提案説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第32として、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

以上、報告といたします。皆さんのご理解を賜りますようよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

奥本議長 議会運営委員長からの報告は以上であります。

お諮りします。

追加議案等の取扱いにつきましては、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議等を行うことにいたします。

各常任委員会の皆様には、それぞれの調査案件につきまして慎重に審査いただきますようよろしくお願ひいたします。

次に、本定例会中に開催されました各常任委員会において所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について各委員長より報告を願います。

まず、総務建設常任委員長より報告願います。

7番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 改めまして、皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る9月2日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託されました5議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、9月8日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、耕作放棄地に関する事項についてであります。

今回、理事者からは特に報告することはないとのことでしたが、委員から、農地の地域計画の策定について、現在、南藤井の1地区のみで、葛城市は少し遅れている。令和7年度末までにほかの地区について地域計画を公表する見込みはという問い合わせがあり、現在、葛城山麓地域協議会を構成する各地域に具体的に地域計画の策定について進めている。策定時期については明確にお答えできない状況ではあるが、今年度中の策定に向け、進めている。また、ほかの地域に関しても、個別に相談等あれば、説明させていただいた上で、必要に応じて計画策定に進んでいけたらと考えているという答弁がありました。

この答弁を受け、現在では地域計画を策定していなければ補助金を受けることができなくなってきた。葛城山麓地域協議会は補助金を受けることができる事業を熱心にされてるので明確な動機はあるが、ほかの地域についてはそうではない。そのような地域から地域

計画策定の声が上がらなければ葛城市は非常に遅れることになるので、このような地域に市としてどのように働きかけるのかという問い合わせがあり、市内全地域を並行的に進めるのはマンパワー的に難しいところがあるが、各種農業団体の集まりの際に、再度、地域計画策定等について説明させていただきながら、その地域の意向を探っていきたいという答弁がありました。

この答弁を受け、目標地図の素案はおおむねできているということなので、地域計画の公表まではいろんな事情があつて難しいと思うが、少なくとも目標地図の素案をもつて地域の皆さんと話し合つて認識していただくことを実施してもらいたいので、いろんなところに働きかけを強めていただきたいという要望がありました。

ほかの委員から、視察研修で、食用ではなく資源開発の目的で30アールのトウモロコシ畠が点在しているのを目にした。目先の目標ではなく、もっと先の土地利用であり、最先端の事業であると感じた。そのような面から葛城市的耕作放棄地について市長のお考えをお示し願いたいという問い合わせがあり、市長から、基本的な考え方として、今の社会状況では耕作放棄地は増えるという現状を認識しないといけない。今までいろんな農政の政策について、国を中心として取ってきたが、それでは現状は防ぐことはできない。そのため新たなステップに進まないといけない、新たな考え方を導入しないといけないのでないかというのが提起させていただいた問題点である。なお、この件については今検討している最中なので、まとまつたら報告させていただきたいという答弁がありました。

ほかの委員から、平野部において住宅と農地が隣り合つてたり、住宅開発が進んでいる中で、住宅の中に残された農地で農作業をする際に近隣からの苦情もあり、結果、耕作放棄地となってしまっている。そのような農地について、市はどうにお考えかという問い合わせがあり、まちなかの耕作放棄地について公害雑草の苦情が年々増加傾向にある。そのような土地について、今具体案は提示できないが、その部分も耕作放棄地対策として1つの方向性を見いだせたらと考えているという答弁がありました。

この答弁を受け、そのような場所でも農業を一生懸命継続しようと頑張つておられた方が、近隣の苦情もあって断念したという話も聞いている。市全体のまちづくりという面からも検討していただきたいという要望がありました。

次に、令和7年度一般会計予算に対する附帯決議に関する報告についてあります。

令和7年度葛城市一般会計予算において、(仮称)西の山の辺の道調査等業務委託料について、協議会設立を早期に行うことを附帯項目として付しましたので、本事業の6か月ごとの進捗等について、理事者より報告を受けるものであります。

担当課長より、(仮称)西の山の辺の道事業について、現在、御所市との広域連携による事業の実施を目指している。6月下旬から7月上旬に両市の担当者で現地確認を行い、接合ポイントについて確認した。(仮称)西の山の辺の道調査等業務委託については、公募型プロポーザルにより7月下旬に契約を締結し、現在、業者と打合せを行っている。御所市との連携に係る協議会の設立や協定の締結等についてはどのような手法が有効なのかを慎重に協議し、双方で調整をしていく予定であるという報告がありました。

最後に、葛城市第三次総合計画及び第3期葛城市総合戦略策定に関する報告についてあります。

令和7年8月18日に開催されました第1回総合計画及び総合戦略策定審議会について、また、今後実施予定のアンケート調査の内容について報告があり、若干の質疑がありました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えて、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

奥本議長 次に、厚生文教常任委員長より報告願います。

5番、杉本訓規議員。

杉本厚生文教常任委員長 改めましておはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告をさせていただきます。

去る9月2日の本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託された8議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、9月9日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審議いたしました。そのうち本委員会の所管事項の調査案件につきまして、審査の概要をご報告いたします。

初めに、部活動の地域展開に関する事項であります。

理事者からは、令和7年度及び令和8年度以降に向けた部活動の地域展開の6月議会以降の進捗及び今後の予定について報告がありました。

委員からは、文化系、特に吹奏楽部に関して、部活場所と楽器の課題の解決策はできたのかとの問い合わせがあり、休日の指導候補者の数は、新庄中学校2名、白鳳中学校1名で、まだ複数人で指導できる体制が整っていない。また、教員の方しかおられないということで、引き続き課題はあると考えている。また、場所については基本的には学校での活動を想定しているとの答弁がありました。

ほかの委員からは、指導者の確保も含めて、どのクラブに関して苦労されているのかとの問い合わせがあり、クラブによっては指導者の確保に偏りがあり、特にバスケット、白鳳中学校のソフトテニスで不足していると認識しており、この辺りについては、スポーツクラブ葛城、スポーツ少年団、体育協会の競技団体にお声がけさせていただきながら、指導者の確保に努めているとの答弁がありました。

次に、熱中症対策用備品の購入に関する事項についてであります。

理事者からは、市立保育所、幼稚園、小・中学校の子どもたちの熱中症対策として購入した備品に関して、その経緯及び備品の詳細について報告がありました。その後、予算執行の基本的な考え方についても説明がありました。

複数の委員から、補正予算や専決での対応を取らなかったこと、プレスリリース直前での議会への報告となったことについての問い合わせがありました。

副市長からは、暑さ対策は災害対応という認識の下、各部署において必要な対策を検討し、早急に対応するよう指示をした。保育施設、幼稚園、そして小・中学校において、現時点での一定の対応ができたものと考えている。今後、更に暑さが厳しくなるということを想定した上で、当初予算の段階から想定する対応については予算を計上してまいりたい。また、緊

急に対応する必要がある場合には、議会へできるだけ早い時期に報告させていただきたい。また、議会への事前報告についても、ご審査をいただかない軽微なものも含めて、どのようにどの時期に皆さんにご報告できるか、今後、各部長また課長等も含めて検討し、努力してまいりたいとの答弁がありました。

また、市長からは、過去の事象から会計処理に当たっては一定のルールを持っており、そのルールに従った。議員ご指摘のように、議員に対してその予算の執行の在り方をどのタイミングでお伝えしていくのがいいのか、再度厳しく検討したい。改めて不手際があったということをおわびしたいとの答弁がありました。

次に、保育施設の入所に関する事項であります。

理事者からは、前回の委員会で調査を依頼していた、兄弟で別々の保育施設に通っている家庭について、同じ施設への入所を希望しているのにもかかわらず、そのような状況が2年以上連続で続いているご家庭はないのかということについて、また、入所申込みの受付を市で一元的に管理できないか等についての報告がありました。

次に、忍海小学校区学童保育所に関する事項であります。

理事者からは、忍海小学校区学童保育所の整備事業の進捗と今後の予定について報告がありました。

次に、こども・若者サポートセンターに属する事項についてでございます。

理事者からは、まず初めに7月に実施した本委員会の視察研修に同行いただいた感想等の報告をいただきました。また、前回の委員会で報告を依頼していた、医療機関への診断書で受給者証を発行している方が受診された医療機関の内訳について報告がありました。

委員からは、こども・若者サポートセンターを通さず、自分で医療機関を見つけて行かれる方が多いのかとの問い合わせがあり、こども・若者サポートセンターで把握しきれていないところもある。しかし、おられてもおかしくないと思っている。その辺りは乳幼児健診等でしっかりと相談対応しながら、その上でつなげていくような形に持っていくとの答弁がありました。

次に、前回の委員会で報告を依頼していた、蓮花のA I相談に関するアンケートの結果についての報告がありました。

委員からは、自由記述で面倒くさいと書かれている方がいるとのことだが、その理由はどう分析しているのかとの問い合わせがあり、運用を始めて3年が経過しており、これまでバージョンアップ等の質問を受けている。この議会の後になるが、委託している事業者に実際に来てもらい、次のステップの可能性の有無を含めて検討してみたいと考えているとの答弁がありました。

委員からは、このようなアプリケーションのかいわいは日進月歩で技術革新が進んでおり、どんどん使いやすいものが出てきている。ほかと比較して、使いにくいと感じている子が多いのではないかという気がする。細かく分析して、システムの改善に役立てほしい。また、同じ事業者でやられているが、ほかの事業者でいいものがないかという調査も並行してやっておかないと、あまりにも頼りきると危険であるとの意見がありました。

ほかの委員より、回答に対する理由を問う質問などを追加して、次につながっていくアンケートになるように工夫してほしいとの要望がありました。

最後に、葛城市社会福祉協議会に関する事項であります。

理事者からは、福祉総合ステーションの施設利用者数及び事業収入等について、コロナ禍前との比較と令和7年度の状況について報告がありました。

委員からは、食堂収入が上がっているが、何か工夫はされているのかという問い合わせがあり、お弁当の積極的な受注、また季節限定メニュー やイベント限定メニューの販売など、メニューのマンネリ化を防ぐことで、利用者の満足度向上が売上げ増につながったということを確認させていただいているとの答弁がありました。

以上でありますが、このほかも各委員から質疑がなされ、また、意見、要望が出されておりますことを付け加えまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

以上です。

奥本議長 次に、会期中に開催されました議会改革特別委員会及び葛城市的水道水に関する調査特別委員会について、各委員長より報告願います。

まず、議会改革特別委員長より報告願います。

1番、西川善浩議員。

西川議会改革特別委員長 皆さん、おはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、今定例会中に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況についてご報告申し上げます。

委員会につきましては、9月17日午前9時30分より開催をし、議会議員が委員となる各種委員会などについて、市民懇談会についての2つの項目について協議を行いました。

初めに、議会議員が委員となる各種委員会などについてであります。

6月19日開催の本委員会において、理事者側の意向を確認するため実施しましたアンケート調査の結果についてお示しをいたしました。そのアンケート調査の内容を確認したところ、ほとんどの部署において市議会議員が委員から外れても問題ないという回答であったこと、1人でも議員が委員として参加しているということで、市議会の代表、住民の代表、公平性や透明性という言葉が出てくることから、市議会議員の委員に対する理事者側の期待と、市議会側の委員選出に係る考え方には見逃すことができない差があることが分かりました。

そのことを踏まえ、本委員会正副委員長と議長とで事前に協議をし、基本的に市の附属機関やその他の委員会などには議会議員の委員選出はしないという方針で進めようということになり、その上で例外的に市議会から委員を選出する必要があるものを選別することにいたしました。

例外的に委員を選出する基準としては、市とは別組織であるもの、政令などで市議会議員が委員となることを定義しているもの、市議会として積極的に活動する必要のあるもの、市議会運営に影響するもの、その他、特別な事情により市議会が関わる必要のあるもの、以上5つの基準に基づき、今後も市議会から委員を選出する16の委員会などをお示しさせていただきました。また、市議会から委員は選出しないが、計画など決定過程の確認と市民や専門家の意見を確認する必要があると思われることから傍聴を希望する7つの委員会などにつ

いてお示しをいたしました。

委員から、考え方の方向性はいいが、中には今後議決案件にしたい計画を策定している委員会もあるので、その面でも検討いただきたいという意見や、今までのように議員が1人入っているより、入らないで所管の委員会において計画のたたき台の段階で調査したほうが、より議会の意見として聞いていただくことが可能になる。今後、そのための対策についても検討が必要である。議員が委員であることについて、理事者側と我々との認識の差があることについて大きな指摘があった。今までのように議員が委員として皆同じような立場でやっていくのは難しいと思うので、今回の提案のように、委員会に入らず、傍聴することによって、例えば計画策定過程を確認できるので、その後、所管の委員会で議論することが今後において一番大事な部分であるなどの意見があり、提示させていただいた内容について、委員の皆様におおむねの了承をいただきました。

また、アンケートの回答の中に、各委員会から直接、特定の議員に委員になっていただくよう依頼するということが記載されておりましたけども、議会から出る以上、それが議会の総意と見られるおそれもあることから、どのような状況であっても、基本的には議会議員は市の附属機関などに委員として入らないという姿勢は変えないという方針で検討していくことを確認しました。

なお、委員会などの傍聴については理事者側が整理を行っていると聞いていることから、市議会の意向のとおりにはならないかもしれないが、理事者側とのすり合わせが必要であり、傍聴規定についても次回この場で提示していただきたいという要望がございました。

次に、市民懇談会についてでございます。

去る7月21日に開催をいたしました市民懇談会について、次回開催に向け、反省や検証を行いました。

最初に、運営面について、委員会の報告のときにもう少し和やかな状況で進めたかった。また、委員会の報告が中に入ることによって、せっかくの和やかな雰囲気が一変してしまうので、次回は紙資料の配付のみでもいいのではないかという意見がございました。また、参加者の人数について、当初予定していた人数を下回ったが、参加者のいろんな意見を聞くことができたので、ちょうどよかったですという意見が複数ございました。

さらに、開催日時について、参加者が選択できるように、また、年に1回の開催だけではなく、開催場所を変えて複数回実施すべきであるという意見もありました。

次に、懇談会の内容について、今回のテーマは住みよい葛城市にするためにであったが、大きなテーマでいろんな属性の方から意見を聞くことができたという意見や、次回の開催時には、大きな市全体のテーマと現在話題となっている個別のテーマの2つを想定して、グループワークの時間を長く取りたい。今回は20代から30代の参加者が少なかったので、今後は複数回開催することを前提に、若い方向けのテーマを設定をしてもらいたいという意見がございました。

委員の皆様のご意見などについては、改選後の新体制においてどうなるかわかりませんが、次回開催に向け、記録をし、引き継ぐことを確認いたしました。

最後に、今回の市民懇談会で参加者の皆様からいただいたご意見について、理事者側に文書でお示しするということで、去る8月22日に開催されました議会全員協議会において、議長と本委員会正副委員長、議会事務局で協議し、作成した要望書案について内容を確認していただきました。議員全員に周知する必要があるということから、委員から指摘のあった箇所を訂正した後に全議員に配付をし、確認していただいた後に理事者側に提出することを確認いたしました。

以上で本定例会中に開催いたしました協議の状況についての報告といたします。

奥本議長 次に、葛城市的水道水に関する調査特別委員長より報告願います。

14番、藤井本浩議員。

藤井本葛城市的水道水に関する調査特別委員長 葛城市的水道水に関する調査特別委員会の審査状況につきましてご報告を申し上げます。

第5回目となります本委員会については、9月17日に開催し、葛城市的水道水に関するこ^トについて、原水の状況、水道ビジョン策定の進捗状況の2項目に区分して調査をいたしました。

最初に、原水の状況について、理事者より、梅雨の期間が短かったこと、7月から8月にかけ降水量が極端に少なかったことにより、原水の貯水量が少ない状況が続いており、約3メートル、水位が低下している水源もある。そのため例年並みの自己水量の確保が困難なことから、奈良県広域水道企業団からの用水の受水量を増量し、水道水の安定供給のため対応しているという報告がございました。

この報告を受け、委員から、企業団からの受水量について増加せざるを得ないということだが、例年と比較してどれくらい増加しているのかという問い合わせがあり、企業団からの用水の受水量について、例年の7月、8月では1か月当たり13万立方メートル程度だが、今年は16万立方メートル程度で、3万立方メートル程度増量し、対応させていただいているという答弁がございました。

次に、水道ビジョン策定の進捗状況について、理事者より、現在3つある浄水場の整備方針や令和8年度から30年間の事業計画及び財政試算について報告がございました。

この報告を受け、委員から、竹内浄水場と兵家浄水場を統合し、竹内浄水場に集約することで、ポンプ設置と導水管の整備が必要とのことだが、兵家の原水を竹内に送るためのものか、また、新庄浄水場の運転管理について委託になった理由はという問い合わせがあり、竹内浄水場に集約することによって、兵家浄水場でろ過していた原水を竹内浄水場に送る必要があるので、2つの浄水場間に導水管の整備をし、高低差の加減で自然流下は難しいということで、ポンプ場の整備を計画するものである。運転管理委託については、合併前は3つの浄水場全てが直営管理であったが、合併後に職員の配置等も変更になり、委託範囲を拡大していく、最終的に新庄浄水場のみ全部委託となったという答弁がございました。

この答弁を受け、今後、竹内浄水場においても運転管理について委託を考えているのか、また、委託することによるメリットについて教えていただきたいという問い合わせがあり、まず委託範囲を再検討する必要があると考える。職員を配置し、直営ですか委託範囲を拡充す

るのかについては、コストが下がるのかを慎重に検討した上で判断することになる。また、水道事業で全国的に問題となっている技術の継承について、職員間ではうまくできない事業体も多いと聞いている。委託業者であれば委託業者の中で技術の継承をさせていくというので、そういう面ではメリットもあると考えているという答弁がございました。

この答弁を受け、水道事業はコストのことが非常に大事な部分でもあるし、市民が口にするものであるので、安全性や継続性も大事だと思うので、一概に、また簡単に言うことはできないが、引き続きこのことについてもしっかりとご検討いただきたいという要望がありました。

ほかの委員から、浄水場の整備方針で、葛城市的面積や人口を考えて、ファシリティマネジメントの観点から、標高が一番高くて真ん中に位置する兵家浄水場に全てを集約し、浄水場を1つにするという案はなかったのかという問い合わせがあり、市長から、1つの浄水場に集約することは、施設の規模を大きくすれば可能であるが、現実的にはなかなか難しい問題である。配水に係る圧力計算が非常に難しい状況なので、竹内浄水場と兵家浄水場を統合して兵家浄水場を廃止するが、一旦、浄水を竹内浄水場から兵家浄水場に戻して配水する形となる。また、1つに集約することで、逆にコストが大きくなるという判断のほうが大きいので、現場の判断としては、今現在あるものでできるだけ効率的な形を考えた中で案を導いていきたいと理解しているという答弁がございました。

他の委員から、兵家浄水場の原水について、現状どれぐらいの水量になるのか、葛城市的自己水に占める割合はという問い合わせがあり、兵家浄水場の原水は年間100万トン余りで、葛城市的自己水に占める割合は約32%であるという答弁がございました。

さらに、令和8年度から30年間でどれぐらいの設備投資額を見込んでいるのかという問い合わせがあり、老朽管更新事業で1億円、重要管路更新事業で1億9,000万円、設備更新事業で1億円を想定しており、浄水場の整備を除く分で年間約3億9,000万円を見込んでいる。浄水場整備が行われる8年間は3億9,000万円に加えて、15億円程度を見込んでいるという答弁がございました。

他の委員から、奈良県広域水道企業団からの净水供給単価について、現在136円であるが、今後値上げはないのか、また、この件についてどういう対応をされているのかという問い合わせがあり、市長から、世間全般に物価高騰や人件費も高騰して大変な状況になった場合は分からぬが、今の状態では5年間は据え置かれるという認識を持っている。5年後は社会状況にもよるので、136円が維持されるかは企業団が判断されるが、5年先ということが分かれば、それなりの情報収集も進めながら、どのように対応するのかを考えていくという答弁がございました。

この答弁を受け、葛城市的自己水は安定的に確保できないので、新たな水源の確保が最優先である。まず新たな水源の確保について進めていただきたいという要望がございました。

そのほかにも多くの必要なデータを提示していただいた上で、より詳細な水道ビジョン案を早急に提示していただきたいという要望がございました。

報告は以上ですが、このほかにも各委員から活発に意見が出されていますことを付

け加えまして、葛城市的水道水に関する調査特別委員会の報告といたします。

以上でございます。

奥本議長 本定例会中に開催されました常任委員会所管の調査事項及び特別委員会の審査報告は以上であります。

これより日程に入ります。本日の議事日程は、ペーパーレス会議システム等で配付のとおりでございます。

日程第1、認第1号から日程第10、認第10号までの10議案を一括議題といたします。本10議案は決算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

12番、増田順弘議員。

増田決算特別委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、去る9月2日の本会議におきまして決算特別委員会に付託されました認第1号から認第10号までの10議案につきまして、11日、12日、16日の3日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果につきましてご報告を申し上げます。

初めに、認第1号、令和6年度葛城市一般会計決算の認定についてであります。

歳出の議会費では、ペーパーレスによる予算削減効果はという問い合わせがあり、ペーパーレス会議システムに係る令和7年度予算は、機器賃借料及びシステム使用料の合計額が186万2,000円となっており、従来の委託による予算書及び決算書の予算見積額として、予算書で約95万、決算書で約100万円の予算計上がなくなったことから、差引き約9万円の予算削減効果と見込んでいるという答弁がございました。

次に、公共バスの利用者が伸びていない、新たに導入をした予約型乗合タクシーの利用状況が少ないように思うが、この状況をどのように分析をしているのかという問い合わせがあり、環状線とミニバスルートの利用人数については増加傾向にある。一方で予約型乗合タクシーにつきましては、予約してからルートの路線に乗っていただかなくてはならないという点がネックとなり、利用人数が伸び悩んでいると分析をしている。予算や効果を考えつつ、形態等について見直しを進めていくという答弁がありました。

次に、すむなら葛城市住宅取得補助事業について、令和5年度実績及び令和6年度当初予算とのそれぞれの比較はという問い合わせがあり、実績において、令和5年度が延べ件数が146件450万円、令和6年度は延べ件数が88件で272万円である。令和6年度当初予算では150件程度を見込んでいたが、実績で88件となったという答弁がありました。

この答弁を受け、物価高騰の要因もあると思うが、明らかに減少傾向にあり、令和7年度も同じような状況が見込まれる。子育て施策を打ち出しつつ、葛城市に来たい、住みたいという市独自のブランディングを構築し、我々議員もアイデアを出すので、効果的な施策の創出をお願いするという要望がありました。

これを受け、市長より、葛城市は子育てしやすい環境であると同時に、全世帯について環境整備をしている。アピールの仕方を考えるとともに、ワンランク上の住みやすさを追求すべく、民間活力を導入することによって利便性等のアップを図りながら、住宅購入がほかよりも選んでもらいやすいようなまちづくりをしていきたいという考えであるという答弁があ

りました。

次に、民生費では、保育所費が潜在保育士等再就職支援、謝礼について、決算額が1万3,800円であるが、状況はという問い合わせがあり、令和6年度については参加者が1名で、その方は最終的に採用には結びつかなかったが、以前には採用に至ったケースもあったが、なかなかそこに結びついていないのが現状である。当時勤めていたときと今とでは状況が変わっている中、尻込みされている方がいることも把握をしている。他市では保育士の資格を持った人を掘り出すのではなく、民間保育所にお勤めで保育士の資格を持っておられない方を支援するような国の制度を進めていこうという自治体もある。そのようなことも研究しながら、保育士の採用に当たってまいりたいとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、両方大切だと思う。この事業を続けるのであれば、どういった理由で辞められたのかというところから始めていただき、現場に行って、課長や部長から環境が改善されることを伝えるなど工夫してほしいとの要望がありました。

次に、衛生費では、母子保健事業の産後ケア事業委託料について、委託先は増えているのか、また、市内の委託先はできたのかという問い合わせがあり、産後ケアの事業所は令和6年度9月の予算特別委員会のときから1か所増え、現在9か所と契約をしている。市内の事業所については、今のところ契約しているところはないとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、例えば保育園の方が別の事業として産後ケアをやられているところもある。市内で産後ケアもできるといいと思うため、協力していただけるところがないか働きかけをしていただきたいとの要望がありました。また、他の委員からは、産後ケアサービスの予約のデジタル化を考えていただきたいとの要望がありました。

次に、農林商工費では、観光振興事業の観光プロモーション動画作成等事業委託料で、作成された動画の再生回数と、ユーチューブ以外ではどこで視聴できたのか、また、動画の再生回数からの分析、及び次の展望として新たな動画を作成するのかという問い合わせがあり、プロモーション動画の再生回数は、令和7年度8月末現在で、日本語がショート版とロング版、合わせて44万回、英語版が247万回、フランス語版が22万回、合計で313万回である。英語の視聴回数が多いことから、海外の方からの関心が高かったと分析をしている。また、動画の内容である相撲や當麻寺については、日本人に対してはインパクトとしては強くなかったかもしれないが、海外の方からはすごくインパクトがあるというところで回数が伸びていると考えている。視聴できた場所については、例えば東京圏では東京メトロの駅構内や車両内、渋谷スクランブル交差点等のデジタルサイネージで再生をし、ユーチューブでは広告配信という形でプロモーションをかけていたという答弁がありました。

また、市長からは、今回の動画について、大阪・関西万博が間近であったため、ターゲットを外国人にするよう作成を指示した。海外に発信するためのツールの1つとしての開発指示であったので、非常にイメージ映像になっている。今後の展望としては、世界の人口から見ると視聴回数が少ないため、作成した動画をどのように広げていくか検討する作業になると思う。また、新たな動画については作成するのではなく、今回作成した動画を使用し、視聴者を引き込んだ中で、こちらの何らかの映像に誘導する形になるかと認識をしている。今

回の動画については1つのきっかけとなるツールとして成果があったと認識をしているが、今後は更にどのように発展するか、相談をしながら進めてまいりたいという答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、今回の動画を作つて終わりではもったいない。ちゃんと鍋の新商品を葛城市的名物として掘り出していくときに新たな動画も必要だと思うので、検討していただきたいという意見がありました。

次に、土木費では、公園施設長寿命化対策支援事業に伴う屋敷山公園噴水広場及び遊具更新測量設計委託の内容はという問い合わせがあり、噴水広場、遊具の更新に係る測量設計で、令和7年度に噴水広場を、令和8年度に遊具の更新をする予定である。遊具については、ふわふわドームや複合遊具等を設置するという答弁がありました。

市長から、噴水広場と遊具の整備とどちらを先に整備をするか検討した結果、昨今の暑さが非常に厳しいということで噴水広場の更新を優先させていただいた。公園の更新については補助申請を全体の事業として上げているので、随時更新をする作業に入っている。子どもたちに市内の公園で喜んでいただけるような整備の仕方を更に進めてまいりたいという答弁がありました。

また、ほかの委員から、今回の決算で代表監査委員から、葛城市的公園管理について3つの課が4つの大規模公園について管理をしており、効率性の問題を指摘されたが、今後の対応についてはという問い合わせがあり、副市長から、代表監査委員から意見をいただいた公園の管理について、公園の特徴であったり、今までの経緯はあるが、それを全部含め、1つの課でまとめられないか、今後検討してまいりたいという答弁がありました。

次に、消防費では、防災対策事業の備品購入費について、トイレカー2台を購入されたが、購入後、イベント等で展示や使用された実績はという問い合わせに対し、購入後一番最初に使用したのは市民マラソン・駅伝大会で、多くの子どもたちに使用していただいた。また、芝桜まつりにも出動して、市民の方に興味を持っていただいたり、実際に使用していただいた。災害のときにあればいいというお声もいただいたという答弁がありました。

この答弁を受け、本来トイレカーは災害発生時に活躍するものだが、市民の皆さんのが集まるイベントのときに出動していただくことで慣れ親しむことができると思う。令和7年度にもう1台購入することなので、あらゆるイベントのときに出動し、啓発を進めていただきたいという要望がありました。

次に、教育費では、幼稚園自然保育推進事業では具体的にどのような活動を行つたのかという問い合わせがあり、自然保育の活動としては、幼稚園の園庭に人工池を設置してメダカを飼つたり、泥んこ遊び、野菜や果物の栽培、外部講師による草木染めの体験、そして公園や昆虫館などに行って、自然豊かな場所で園外保育などを実施しているという答弁がありました。

この答弁を受け、取り組まれている内容は面白いと感じるが、特に未就学児は自然と触れ合うことでの非認知能力の育成が重要であると言われており、今の活動内容では本当に自然と触れ合うという感じではないと思う。自然保育と非認知能力のつながりについてどう考えているのかという問い合わせがあり、非認知能力を高めるためには体験活動が重要ということで、

もともと奈良県が自然保育推進事業を募集され、補助金をもらいながら本市でも活動させていただいている。本当の自然の中へ行くことはまだできないと感じているが、今回ご意見いただきたいことは幼稚園とも共有していきたいという答弁がありました。

この答弁を受け、子どもたちには自然の中でのいろいろな遊びなども体験していただきたいと思う。非認知能力を保護者の方にも知っていただきたいので、保護者向けの取組についても考えていただきたいという要望がありました。

また、中央公民館管理事業の清掃委託料で138万6,000円が執行されているが、清掃の頻度は、また清掃の際は全館されているのか、それとも部分的にされているのかという問い合わせがあり、1階部分のトイレなど汚れやすい箇所の清掃が月3回、館内全体の清掃が年4回であるという答弁がありました。

この答弁を受け、中央公民館の2階以上のトイレが汚れているというお声を聞く。実際に使う機会があった際もそう感じる。市民が多く集まる施設なので、特にトイレは使用頻度が高いと思うが、清掃回数についてどう考えているのかという問い合わせがあり、毎日職員が見回りをしているが、ご指摘のあった点は今後強化させていただくという答弁がありました。

この答弁を受け、職員の方にもそれなりに業務があると思うので、現在の契約額の範囲内で、月3回の1階部分の清掃の際に2階、3階のトイレだけでも追加で清掃に入っていただくよう依頼していただきたいという要望がありました。

また、ほかの委員からは、當麻文化会館の休館に伴って中央公民館の利用頻度が高くなっているので、これまでの清掃よりも頻度を上げないといけないと感じているが、どのように考えているかという問い合わせがあり、副市長から、使用頻度という部分はその建物の特性もあると考えているが、ご指摘のあったように、来年度に向け、その使用頻度が増えているかということを職員から聴取し、適正なトイレの清掃につなげていきたいという答弁がありました。

次に、歳入では、予算審議において、保育料の第2子以降無償化の財源に充てる発言をされていた地方交付税の特別交付税の状況はという問い合わせがあり、保育料の第2子以降無償化の影響額は約7,000万円である。具体的には特別交付税の算定に当たり、普通交付税で措置をされていない一般財源がどれだけあるかを調査するため、国から各自治体に対し、大きく分けて4つの調査がある。それを更に細分化し、令和6年度では総じて約260項目の調査項目となっている。令和6年度の交付税において、260の調査項目のうち特別事情の少子化対策、人口減少に要する経費という項目で申請した。交付額について、260項目、それごとに示されていないので、第2子無償化の分としてお示しすることはできないが、令和5年度と比較して1,426万8,000円の増額があった。なお、これは県内12市で一番高い伸び率となっているとの答弁がありました。

この答弁を受け、これでは第2子無償化の十分な財源措置にはなっていないと思われるが、令和7年度も同様に申請をするのかという問い合わせがあり、担当課においても財源確保に向けた努力は引き続きするとともに、財政課としても第2子以降の保育料無償化に係る必要な一般財源については、引き続き令和7年度も特別交付税のほうで申請をする。それに加え、特別交付税の要望ということで、例年1月に市長が国へ上京し、関係省庁や奈良県選出の国会議

員の方に陳情を行っている。令和6年度も1月の下旬に上京して、直接要望書を渡している。今後も引き続き国への要望、陳情は市長にお願いをして、財源の確保に向け、最大限努力をしていきたいという答弁がありました。

次に、総括質疑では、令和6年度を含め、過去3年間の中途退職者の人数、それぞれの在職年数はどうなっているのかという問い合わせがあり、令和4年度では合計で12名、3年未満が3名、5年未満が3名、10年未満が1名、20年以上が5名、令和5年度も合計で12名で、3年未満が4名、5年未満が1名、10年未満が1名、20年未満が1名、20年以上が5名、令和6年度は合計16名で、3年未満が2名、5年未満が1名、10年未満が6名、20年以上が7名となっているという答弁がありました。

この答弁を受け、非常に優秀な方が退職されて、他の自治体で働かれているという事例を見聞しているが、この方が抜けると、残された方の仕事が回らなくなり、そこで長時間労働が増えるということにもなる。人材を育成するのにお金がかかっており、民間企業では早期に退職されれば、採用担当者や上司の方は何をやっていたんだという厳しい立場に立たされることにもなる。早期退職者の問題はこれまで自己都合だと説明を受けてきたが、非常によくやっている職員の方がしっかり葛城市のために働いていただくために、働き方改革について考え、退職者についても自己都合だからということで流されないようにしていただきたいという要望がありました。

また、別の委員からは、葛城市では行政評価をなされていないようだが、なぜ実施されないのかという問い合わせがあり、葛城市では平成20年度から令和元年度まで行政評価の一環として事務事業評価を行い、職員が自ら事務を見つめ直すことにより職員の意識改革を促すという目的は達成できた反面、事務事業評価そのものの事務負担が多く、予算編成に反映できるタイミングに実施時期を合わせることが難しいという課題もあり、終了に至ったということあります。ただ、これに代わって、次年度予算の編成前に新規事業や継続事業のうち課題のある事業を抽出し、担当課がプレゼンテーションを行い、事業の効果検証や今後の方向性を共有し協議する場所として、令和2年度から重要施策検討会議を実施をしている。この重要施策検討会議は予算査定の場ということではなく、事業の担い手である担当課が市民にとっての効果は何か、期待した目的どおりに成果が上がっているのかなどの視点を踏まえ評価検証できる場で、行政評価の役割も含んでいると考えているという答弁がありました。

この答弁を受け、重要施策検討会議は内部での検討だと思うが、他の自治体では行政評価をやっているところはホームページで市民に向け公表されている。評価のプロセスにおいて市民の方を巻き込み、その市民の方の意見も反映させることで、効果としてはかなり期待できると思う。また、市の説明責任を果たし、市民に信頼される市になっていただくと考えるので、公表するところまで持っていくてほしいという要望がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で認定するべきものと決定をいたしました。

次に、認第2号、令和6年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。質疑では、特定健診の受診率、また国保財政調整基金は目的があると思うが、どの程度の

積立基金があればいいとお考えかという問い合わせがあり、特定健診の受診率は、令和6年度が6月30日現在で33.8%、令和5年度が32.4%、令和4年度が32.8%、令和3年度が33.2%、令和2年度が27.9%となっている。また、財政調整基金をどの程度確保するのがいいかについては、基準や目安は特にない。令和6年度から保険税が県内統一となつたため、今後の市及び県全体の国保の運営状況を見ながら考えてまいりたいとの答弁がありました。

この答弁を受け、特定健診の結果は県への納付と関係が出てくる。あまり低いとペナルティを課されるため、いろんな努力をされているが、他市町村ではインセンティブを与えているところもある。この財政調整基金を利用して特定健診の受診率を上げていく、あるいは医療機関の協力を得ていくことについて、一度検討していただきたいとの要望がありました。

賛成と反対と双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第3号、令和6年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、介護給付費準備基金繰入金について、予算額が1億100万円であるのに対し、実際の準備基金から繰り入れた決算額が3,600万円余りと大きく食い違っているが、この理由はという問い合わせに対し、介護給付費準備基金については、計画では1億円の取崩しを見込んでいたが、保険給付費の執行率が対計画値97.9%、地域支援事業の執行率が85.9%となり、合計執行率が97.8%であったため、基金取崩し額は計算上9,780万円となる。また、未執行のため不用となった保険料相当額は約2,026万8,000円である。歳入では保険料収入が対計画値104.8%となり、約3,248万5,000円超過し、調整交付金が対計画値の107.9%交付されたため、約827万円超過したこと等で約6,103万7,000円の基金取崩しが不要となり、結果的に取崩し額が3,675万8,617円となっているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第4号、令和6年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、学校給食の公会計化の成果はという問い合わせがあり、結果として徴収率が若干下がってしまったというのが現状である。現年分について、令和5年度は徴収率が99.87%で未納者が16人、令和6年度は徴収率99.49%となっており、率が下がっている。未納額についても、令和5年度が19万5,025円だったのに対し87万6,600円と、現年分については未納額が増加している。こちらについては学校給食センターから督促なり催促書を出したり、保護者の方に電話を入れたり、直接訪問したりするという方法を取らせていただき、回収に努めている。学校現場の負担は確かに低くなつておらず、先生については学校教育に専念していただける環境がつくれたと考えている。給食センターについても、収納に力を入れ、学校教育課全体と学校の方にも協力をしていただき、回収に努めていきたいと思っているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第5号、葛城市靈苑事業特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、墓地の返還数と公募数について、5年間の推移はという問い合わせがあり、墓地の返還数については、令和6年度が19件、令和5年度が26件、令和4年度が26件、令和3年度が

24件、令和2年度が13件となっており、年にはらつきはあるが、令和6年度は、令和5年度と令和4年度に比較して返還数は減っている。墓地の公募数については、令和6年度が6件、令和5年度が9件、令和4年度が3件、令和3年度が6件、令和2年度が6件となっており、年により多少ばらつきはあるが、平均で年間6件で推移をしているとの答弁がありました。

この答弁を受け、今後、靈苑事業ではいろいろな工夫が必要であると思う。靈苑全体を維持していくかといけないため、住民の方のニーズに沿ったような靈苑の開発も必要であるとの意見がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第6号、令和6年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてあります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第7号、令和6年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてあります。

質疑では、保険料収入の過去5年間の推移はという問い合わせに対し、令和6年度は4億9,903万1,850円、令和5年度は4億6,214万2,450円。令和6年度については、後期高齢者医療の保険料率が上がっているのと被保険者数が増えているというところで、保険料収入は増えている。令和4年度は4億3,186万9,200円、令和3年度は3億9,019万8,651円、令和2年度は3億7,786万2,382円となっている。いずれも被保険者数の増によって保険料が増えているという答弁がありました。

賛成と反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第8号、令和6年度葛城市水道事業会計決算の認定についてあります。

質疑では、令和6年度は給水原価が供給単価を上回っているが、主な理由はという問い合わせがあり、水道ビジョン作成による職員の増員による人件費の増加、少雨の状況が続いたことによる県水受水費の増加、様々な設備更新のための委託料の増加分が主な原因と分析をしているという答弁がありました。

この答弁を受け、給水原価が供給単価を上回った状況はしばらく続くと見込んでいるのかという問い合わせがあり、天候に左右される部分があるので難しいが、雨が多くなれば、その傾向も多少緩やかになると思うが、人件費、材料費、薬品費等も高騰しているので、傾向としては続くと思うという答弁がありました。

また、市長からは、他の自治体を見ると、物価高騰に伴い値上げをしている自治体があるが、本市の場合は独自の水源を持って事業をやっており、また、水道ビジョンの作成中なので、その結果を見て料金改定に踏み込むのかどうかということを判断していきたいと考えている。昨今の物価高騰により生活苦の場面が多くあるので、しばらくは現状のままでという思いはあるが、人件費、薬剤費、いろんな物資等が上がっていることの影響や雨不足の動向も確認しながら、総合的な判断をさせていただきたい。まずは水道ビジョン策定が終わり、新たなデータがそろった後に皆さん方にご相談したいと考えているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第9号、令和6年度葛城市下水道事業会計決算の認定についてあります。

質疑では、一般会計から繰入れをしている金額の推移はどうなっているのかという問い合わせあり、一般会計からの繰入れは令和2年度が5億6,221万9,000円、令和3年度が5億1,433万円、令和4年度が4億7,730万4,000円、令和5年度が4億5,427万5,000円、令和6年度が4億4,668万1,000円という形で、年々減少しているという答弁がありました。

この答弁を受け、公営企業会計に変わったのは、経営基盤を強化し、独立採算で運営できるようにするという目的があると思う。一般会計から繰入れが毎年数千万ずつ減っていることは目的に合致していることだと思うので、今後もこの状況が続くようにしていただきたいという要望がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

最後に、認第10号、令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計(葛城市)決算の認定についてあります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、多くの意見、要望が出されたことを申し添えまして、決算特別委員会の報告とさせていただきます。

奥本議長 以上で決算特別委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、認第1号について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 では、認第1号、令和6年度葛城市一般会計決算の認定について、私は不認定の立場から討論をいたします。その理由は2つございます。

1つは、令和6年度から葛城市が独自に実施している、ゼロ歳から3歳までの第2子以降の保育料を無償化する事業について、恒常的な財源の手当てがないまま、一般会計からの支出がされているからであります。

令和6年度葛城市一般会計予算の審査において、財源について私は質問しました。市長は特別交付税において措置できるように努めるというご答弁でした。しかし、特別交付税は年度末に内示されるものであります。交付税措置がされることも確実とは言えません。年度当初から支出をすべき保育料の無償化分に関わる予算の財源が措置されるかどうか、年度末まで分からぬ特別交付税に頼ることは、恒常的かつ継続的に支出することになる保育料の第2子以降の無償化分の財源とはなり得ません。

このことを指摘して、日本共産党は令和6年度葛城市一般会計予算には反対いたしました。さて、決算について、財源はどう措置されたでありますか。葛城市独自の保育料無償化分が、先ほど委員長報告にございました約7,000万円であります。では、令和6年度の特別交付税についてはどうであったでしょうか。これは特別交付税の性格上、総額内示だけあって、個別の事業についてどれだけ特別交付税が措置されるか、これは全く内示がありません。ですから不明であるわけでありますけれども、前年度比でどれだけ葛城市的特別交付税が伸びたかということを私は質問しましたところ、先ほど委員長報告にもありましたように、1,426万円余り増額したということであります。そうしますと、7,000万円の財源が必要な事業におきまして、特別交付税措置で実質措置されたのは1,400万円余りでありますから、約5,600万円余りの財源不足ということになります。

実質収支につきましては黒字ということの調書でありますけれども、実質の単年度収支につきまして、これは私も質問しましたけれども、約4,000万円ほどの赤字となっております。つまり当然であります。この財政措置をしていないわけでありますから、この財源については前年度の繰越金及び財政調整基金で手当てるしかないわけですから、実質単年度収支においては赤字になってしまいます。こういう結果になっているわけであります。

今後、この7,000万近い恒常的な支出となりますから、これについてはしっかりと手当てる必要があると思いますけれども、実際に令和6年度決算の審査の中で、私は十分に手当てされているとは思いません。これが反対理由の1つでございます。

さて、もう一つは、決算認定に関わる在り方について反対があるからであります。その理由を述べます。

それは令和6年度葛城市一般会計予算におきまして、学校施設のLED化、ESCO事業委託料に1億4,381万4,000円計上され、そしてこの決算におきましては、令和6年度葛城市一般会計歳入歳出決算事項別明細書には1億2,100万円の支出済額が記載されております。

この事業は小・中学校の施設の電灯をLED化することで光熱水費を削減し、かつCO₂の排出を抑える、削減していくということを目的にした事業であります。

さて、決算審査におきましては、決算の透明性を高め、住民への情報公開と議会への説明責任を果たすために、地方自治法及び同施行令によって決算書の附属資料を作成することを行政に課し、議会に提出することを義務づけております。その主な附属資料とは、歳入歳出決算事項別明細書及び決算に係る主要な施策の成果に関する説明書、その他の資料でございます。具体的な支出明細及び施策の成果説明が明らかにされることで、決算審査の透明性を議会において図る、このための附属資料であります。

ところが、学校施設LED化、ESCO事業委託料につきましては、これは今年度新規事業であります、1億円を超える新規事業なんです。これについては令和6年度決算に係る主要な施策の成果に関する説明書には事業名と支出済額の金額の記載があるだけで、何の成果も報告されておりません。歳入歳出決算事項別明細書を見れば分かる、そんなことは。だからこの成果報告書ではどんな成果があったか、これをきちんと書くべきものであります。ところがその成果に関する説明が一切ない。したがいまして、私は決算特別委員会でどのよう

な成果があったのか、このことを質問しましたら、成果は次年度以降に分かるので説明できない、こんな答弁がありました。

皆さん、しかし決算は単年度主義であります。透明性を図るために、次年度にこういうことを回すというのは全くもって不適切であります。しかも、LED化をしておりますから、実際既に水光熱費が削減されており、それに伴うCO₂の削減も明らかであるわけですから、こうした説明もしない。これでは決算の実際のまともな審査ができない。こういうことであります。このことをもって、私はこの2つの事項について、決算不認定としたいと考えております。

なお、地方自治法におきましては、決算不認定の場合におきましては、当該不認定を踏まえて必要と認める措置を行政が講じた場合には、速やかに当該措置の内容を議会に報告するとともに公表しなければならないと定めております。これが決算審査の意義であると私は考えております。したがいまして、決算審査におきまして不十分なところ、不透明なところがあれば、議会はこれを不認定にして、決算の効果は変わらないわけですから、この不認定したところについてきちと説明を求めていく。これが私は議会において活発な議会の在り方だろうと思いますので、ぜひ議員諸氏の賛同をお願いしたいところでございます。

さて、最後になりましたけれども、本定例会中の決算特別委員会の討論におきまして、このESCO事業の内容に関わりまして議会への説明が不十分であるという旨を指摘した際に、非常に私も感情的になりましたし、不適切な発言があったことはおわびしたいと思っております。その発言の中で、「教育部」と言うところを「教育委員会」という言葉で表現いたしました。これは誤りであります。この訂正は委員会での発言ですので、委員会の中で終結までに訂正の申出がない場合には訂正できませんので、この本会議場で改めて討論の場をお借りいたしまして訂正をさせていただき、会議録にとどめたいと思います。教育委員会の皆様には大変不適切な発言でご迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。どうも申し訳ございませんでした。

以上をもちまして討論といたします。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

1番、西川善浩議員。

西川議員 私は、認第1号、令和6年度葛城市一般会計決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

令和6年度の決算においては、財政健全化判断比率の中の実質公債費比率及び将来負担比率においては、大きく改善が見られております。健全な財政状況となっていることあります。

また、令和6年度からの新たな事業でもございます、第2子以降のゼロ歳から2歳の保育料無償化にあっても、特別交付税の増額と、大きく基金も取り崩しておらない、そして行財政の仕分によって、ほかの事業のサービス低下にも至っておらず、事業効果については評価をするものであると感じておるとこでございます。

しかし、今後の社会保障費の増加であるとか、公共施設、インフラなどの整備を考えると、

やはり自主財源の安定的な確保を図っていただくことはもちろんのこととございます。引き続き、企業誘致、また住民人口、関係人口の増加などに努めていただき、市税の確保をしっかりとしていただきたいと考えておるとこでございます。

以上をもって私の賛成討論といたします。

奥本議長 続いて、9番、松林謙司議員。

松林議員 私は、認第1号、令和6年度葛城市一般会計の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

葛市の財政状況はとても健全でございます。様々な指標を見ても問題がないことが明らかになっております。これは市がしっかりと財政運営を行ってきた結果だと、このように思います。これからも健全な財政状況を維持し、市民の皆さんのために行政サービスに役立てていくことを期待いたしまして、認第1号、令和6年度葛城市一般会計決算の認定について賛成をいたします。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第1号を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

奥本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、認第1号は認定することに決定しました。

続いて、日程第2、認第2号について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 認第2号、令和6年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定に、不認定の立場から討論いたします。

認定できない理由を2つ述べます。

1つは、高過ぎる保険税によって、被保険者の国保離れが続いていることであります。そのため被保険者が減少し、それを補うために更に保険料を引き上げざるを得ないという悪循環の会計決算となっております。

2つ目の理由は、子どもの均等割額の徴収が行われていることであります。社会保険では、所得の発生しない子どもは扶養家族として健康保険適用を受けることはできますが、保険料額の計算の対象外であります。ところが国民健康保険では、所得の発生しない子どもに均等割額という形で国保税が課税されております。まさに国保被保険者世帯では子どもが生まれたら、その時点から子どもに国保税がかけられるということになります。

こうした在り方につきましては、今の少子化対策において、子育て支援において様々な事

業を行われておりますけれども、大変不適切な税の在り方だと考えます。全国では市町村独自で子どもの均等割額を免除している自治体も出ております。また、国におきましても、令和4年度から子どもの均等割額について、未就学児については半額公費援助が行われておりますが、3年たった、いまだにそれ以上の拡充はなされておりません。

私は喫緊の課題として、未就学児も含めて、子どもの均等割額を直ちに免除していく方向に、国及び地方自治体はかじを切るべきだと考えております。

以上の理由から決算を不認定といたします。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

9番、松林謙司議員。

松林議員 私は、認第2号、令和6年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

国民健康保険は皆さんの健康を支える大切な制度であります。今回の決算では保険料の収入や医療費の支出などが適切に行われていることが確認できました。市民の皆様が安心して医療を受けられるよう、これからも国民健康保険の安定的な運営を期待いたしまして、認第2号、令和6年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定に賛成をいたします。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第2号を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

奥本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、認第2号は認定することに決定しました。

続いて、日程第3、認第3号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第3号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、認第3号は認定することに決定しました。

日程第4、認第4号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより認第4号を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、認第4号は認定することに決定しました。
日程第5、認第5号について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより認第5号を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、認第5号は認定することに決定しました。
日程第6、認第6号について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより認第6号を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、認第6号は認定することに決定いたしました。
日程第7、認第7号について討論に入ります。
討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 認第7号、令和6年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について、不認定の立場から討論をいたします。

後期高齢者医療保険制度は、75歳以上の高齢者を全て、それまで加入していた健康保険から引き離し、1つの保険制度に加入させるもので、公費50%、社会保険料で50%賄うと定められております。なお、現役世代に対しては、その医療保険料に後期高齢者医療支援金が上乗せされており、現役世代への大きな負担が話題となっております。

また、後期高齢者への医療給付におきましては、現役並み所得者は3割負担と現在なっております。そのほかの被保険者は1割負担でしたけれども、令和4年10月から、現役並みほどではないけれども、一定の所得以上の被保険者については2割負担とされております。

今後更に、子ども・子育て支援金がこの保険料に上乗せされたり、あるいは窓口での3割

負担の被保険者の拡大など、ますます高齢者の負担を強いる方向に後期高齢者医療保険制度は進んできております。

問題は、後期高齢者医療保険特別会計の歳出増加を後期高齢者への保険料の値上げ、あるいは窓口負担の引上げ、あるいは現役世代への支援分の値上げという形で補おうとしていることであります。そのために、高齢者世代と現役世代が対立させられるというふうな世論がつくり出されておりまます。現役世代の負担軽減のために、後期高齢者の負担増あるいは受診抑制はやむを得ないと当然視する世論がつくられてきております。

しかし、冷静に考えてほしいと思います。現役世代もやがて高齢者になっていきます。しかも今の日本の人口減少におきましては、人口減少が高齢化率の増加とともに進行していくことがあります。今後、人口が減少しても、ますます高齢化率は高くなっていく。つまり現状の後期高齢者医療保険制度のこの枠組み、考え方をそのままにして高齢者の負担を増加すれば、現役世代の負担は更に高くなっていく 것입니다。

したがいまして、私は今の後期高齢者医療保険制度の在り方、抜本的に考えていく必要がある、日本共産党はそのことも含めて具体的に提言をしているところでありますけれども、本決算につきましては、現状の後期高齢者医療保険制度に基づく決算でありますので、私は不認定といたします。

以上です。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

9番、松林謙司議員。

松林議員 私は、認第7号、令和6年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

ご存じのように、高齢者の皆様にとって、病気やけがへの備えは非常に大切であります。後期高齢者医療保険はそうした方が万が一のときに安心して医療を受けられるようするためのなくてはならない制度であります。

今回の決算では、保険料の収入や医療費の支出が適切に管理され、制度が安定的に運営されていることが確認できました。これは高齢者の皆様が安心して暮らせる社会を支える上で非常に重要なことです。これからも高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう、後期高齢者医療保険の安定的な運営を強く期待いたしまして、認第7号、令和6年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について賛成をいたします。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第7号を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

奥本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、認第7号は認定することに決定いたしました。

日程第8、認第8号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、認第8号は認定することに決定いたしました。

日程第9、認第9号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、認第9号は認定することに決定いたしました。

日程第10、認第10号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第10号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、認第10号は認定することに決定しました。

ここで暫時休憩に入れます。再開時間は1時30分、13時30分でお願いいたします。

休 憩 午前1時49分

再 開 午後 1時30分

奥本議長 休憩前に引き続き、会議を始めます。

次に、日程第11、議第59号から日程第15、議第64号までの5議案を一括議題といたします。

本5議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第59号、議第60号及び議第62号から議第64号までの5議案について、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第59号及び議第60号の2議案につきましては、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、指定管理者の募集に当たって、応募者を増やすための取組は、また周知方法はどうかという問い合わせがあり、取組についてはガイドラインに基づき、今まで以上に応募期間を長くした。また、周知方法については、公平性の観点からホームページで周知をしたという答弁がありました。

また、別の委員からは、雇用の創出に寄与していると思われるが、市内の方の雇用人数はという問い合わせがあり、農畜産物処理加工施設は従業員48名中25名が市内の方で、道の駅かつらぎは60名中50名であり、積極的に市内の方の雇用を進めていただいているという答弁がありました。

また、別の委員からは、農畜産物処理加工施設については加工処理機械が、道の駅かつらぎには厨房機器が備わっている。募集要項に機械設備のことを掲載しているのかという問い合わせがあり、施設にある備品については、今後、募集要項等でどのように周知するか考えていきたい。指定管理者になられた方については立派な機械が備わっているため、活用していただき、新たな特産品づくりをお願いしたいと思っているという答弁がありました。

議第59号については、賛成の討論があり、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、議第60号については、賛成、反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第62号及び議第63号の2議案につきましても、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、制度の運用のために新たな人員確保等の予算は発生するのか。正職員が制度を利用することによって、不足分を会計年度任用職員で補われると思われるが、仕事の継続性、安定性という観点から行政サービスの低下が懸念されるが、どのような対策を検討しているのかという問い合わせがあり、予算の確保については、職員から育児両立支援制度の申出があった場合、各課で検討していただき、必要に応じて原課のほうで会計年度任用職員に係る予算を要求するよう考えている。質の確保については、各課所属で適宜、制度の申出があった場合は、業務内容ないし分担の見直しを実施し、質を高める。また、ふだんから係替えや業務内容の共有を図っているという答弁がありました。

また、別の委員からは、条例が適用されない職員はいるのか、また、取得理由は明確にしなければならないのかという質疑があり、条例の適用範囲については管理職も含めて全ての職員に適用される。また、第2号部分休業の要件は、小学校就学前の子どもを養育するために必要な事由ということになるので、取得理由は報告していただくという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員から、取得理由に運動会や授業参観も含まれるのかという問い合わせがあり、運動会等については、子の養育のために必要ということであれば認められるという答弁がありました。

2議案ともに討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第64号、葛城市税条例の一部を改正することについてあります。

若干の質疑があり、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも委員から質疑がなされていることを申し添えて、総務建設常任委員会の報告といたします。

奥本議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第11、議第59号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第59号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第59号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第60号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 議第60号、葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定について、反対の立場から討論いたします。

道の駅かつらぎの指定管理者制度利用の在り方について、これまで私は一般質問において解決すべき課題となるところを取り上げてまいりました。今回の指定管理者選定におきまして、これらの課題が解決されるとはとても思えません。

1つは、施設建設において受けた補助金の性格上、利益を上げてはいけない施設であるというふうに言われておりますけれども、利益分配金を指定管理者から得ることができない、そのためにそうした事態になっているということはこれまでの一般質問でも明らかになってきたところであります。

しかし、現実には道の駅かつらぎ施設は、指定管理者が売上高を伸ばし、利益を増やし、そして高額な配当金を株主に配当しております。地域の農業者や商工業者にとって、利益が上がるよう売上高を伸ばすことは、これは施設の設置目的にかなうことありますから、

売上げを伸ばすことは悪いことではない、いいことだと考えます。しかし、施設の性格上、利益を上げてはいけないということは繰り返し理事者側からおっしゃっているわけありますから、例えば出荷手数料を更に引き下げる、そうやって農業者の利益を図るとか、地域経済を活発にする上でこうした還元を行うとか、こうしたことをするべきではないでしょうか。

ところが、これまでの指定管理者におきましては、利益を更に上げるために出荷手数料を一方的に引き上げる、そんなことまで行われてきました。これについても、適正な是正について、市のほうがさせておりません。私は利益が上がっているのであれば、施設の目的に沿って、出荷手数料を下げる、あるいは雇用を更に増やすなど、地域経済優先であるべきであると考えます。

もう一つは、施設の修繕費の問題であります。市の施設で収益的事業を行っているのは葛城市農畜産物加工所、いわゆる當麻の家であります。また、葛城市体力づくりセンターは収益を上げて利益分配金を得て、それを葛城市は修繕費などに充てております。まさに指定管理者制度の趣旨に沿ったやり方だらうと思います。

ところが、道の駅かつらぎ事業におきましては、先ほどありましたように、もうけてはいけない、こうした施設として補助金を受けているということであって、葛城市が利益分配金を得ることはできておりません。その代わりに施設の修繕費は全て指定管理者が負担するという内容となっております。しかし問題は、その実効性が全く担保されていないということです。

今後、施設は10年を経過して老朽化が進んでまいります。大きな改修が必要となる。そのことを事業者に負担させることになるわけでありますけれども、果たしてこうしたことにおいて、実際に事業者がそれを担うことができるのか。私は大きな疑問を感じております。

結果として、この施設は市の施設でありますから、市の財政負担になる、そんなことになるのではないかということを強く懸念しているところであります。

以上述べましたように、修繕費負担の在り方が不透明なまま、指定管理者を選定することについては反対でありますので、本議案には反対をいたします。

以上です。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

1番、西川善浩議員。

西川議員 私は、議第60号、葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定について、賛成の立場で討論をいたします。

道の駅かつらぎは、売上げについても順調に伸ばしていただいているところでございます。先ほど委員長報告にありましたように、雇用にあっても本当に市内の方々、雇用にあっても多く創出していただいている、市内の方々の雇用の促進に寄与していただいているということでございます。

これをまた更に、しあわせの森公園の活用も含めて葛城インターチェンジエリアのまちづくりに寄与していただかなくてはなりませんし、これから、あこのところというのは閑空直結のリムジンバス等の発着場としてインバウンドの需要というのも見込まれてくるどこでも

ございます。

これらも含めて、本当に本市発展のために、これからもご尽力いただきたいということを申し合わせまして、私の賛成討論といたします。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第60号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

奥本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第60号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第62号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第62号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第62号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第63号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第63号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第63号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議第64号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第64号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第64号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議第54号から日程第23、議第66号までの8議案を一括議題といたします。

本8議案は、厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

5番、杉本訓規議員。

杉本厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第54号から議第58号までと議第61号、議第65号、議第66号の計8議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第54号、葛城市公民館の指定管理者の指定について、議第55号、葛城市老人憩の家の指定管理者の指定について、議第56号、葛城市集落センターの指定管理者の指定について、議第57号、葛城市農事集会所の指定管理者の指定について、議第58号、葛城市ふれあい集会所の指定管理者の指定についての5議案については、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、それぞれの公民館で所管する部署が異なるが、補助金等については生涯学習課で一本化されているのかとの問い合わせがあり、公民館の維持管理については指定管理のほうでお願いしているが、修繕等の補助については生涯学習課のほうで一元化してさせていただいている。また、備品等に関して、生涯学習に必要な備品等については生涯学習課で一括して補助の申請をいただき、補助を出させていただいているとの答弁がありました。

5議案とも討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第61号、葛城市堆肥場設置条例を制定することについてでございます。

質疑では、多目的広場のバーベキュー場をいわゆる堆肥施設にしようとするものであるが、3月議会ではその場所の周辺の地権者の方と話をしたとの説明を受けたが、寺口側の地権者と話をされたということであったが、平岡側の地権者にはなぜされなかつたのかとの問い合わせがあり、周辺の立地条件を確認させていただいた中で、今回そのような判断をさせていただいたとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、一番近い民家は平岡とのことであったが、そういうところを配慮すれば、これはやり方として決してよくないと思う。その判断は誰がされたのかとの問い合わせがあり、副市長より、過去からの経緯等々を踏まえ、市役所の中で検討した。その中で立地条件等いろんなことを鑑み、市長、私、関係職員で判断をしたとの答弁がありました。

この答弁を受け、ほかの委員からは、3月議会の後、説明に行かれたということは聞かせてもらっているが、その経緯は、また、どなたが行かれたのかとの問い合わせがあり、平岡区への説明会については、令和7年6月29日に平岡公民館において大字説明会をさせていただいた。説明会の冒頭で、今回、平岡区に対する混乱を招いたことについておわびをさせていただき、堆肥事業へのご理解をいただけるようにご説明をさせていただいた。市民生活部長と環境課

の課長、課長補佐、また副市長に同席いただいたとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、そのときにご理解いただけたのか、具体的にどのような状況になったのかとの問い合わせがあり、移転に当たり、現在行っている堆肥場がどういうものであるかについて説明をさせていただいた。その中で、今のバーベキュー場に移転を考えているという説明もさせていただいたが、その当日についてはご理解を賜るようにお願いをさせていただいたところであったが、結論というところまでは至っていなかったと考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、理解を求めていくのに、どこが理解できないところなのかという内容が一番大事だと思う。何がまず心配されているところなのかとの問い合わせがあり、説明会では臭気と鳥獣害被害等についての話が出たとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、地域で堆肥を作っている方に聞くと、発酵がよければよいほど臭気はないということであった。しかし、実際の堆肥の量などもあるので、委員会として一度現地へ出向き、状況を確認したいとの意見がありました。

この意見を受け、委員で話し合い、委員会を休憩して、現在おひさま堆肥事業を行っている高田バイパス高架下の堆肥場へ委員全員で視察に行き、臭気等の懸念事項について確認を行い、視察後、質疑を再開いたしました。

委員からは、市にとってこれだけ平岡の方や寺口の方にご理解をいただきながら事業をしていくメリットや効果はとの問い合わせがあり、最初の設置目的としては、ごみの減量化が第一であった。その中で資源循環型社会をつくっていくことにより、ごみの量が減り、またクリーンセンターでの焼却量も減っていく。周知が足りないという指摘もあったため、2050年に向けて、今後、市民の方に理解をいただくような形でPRさせていただきたいと考えているとの答弁がありました。

また、市長より、この事業は非常に大切な事業だと認識をしている。ご意見をいただいている当該事業については、当該大字には了解をいただいたが、近隣の大字のご理解はいただいておらず、努力が足りなかつたと反省しており、理解をいただけるように努力をしてまいりたい。ただ、この事業は止めることができないため、高架下の使用期日までには新しい施設に移転をさせていただきたいと考えているとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、寺口はもちろんのこと、平岡の皆さんとの理解をしっかりと取り、協力することで市がこれだけの事業ができると誇りを持ってもらえるようにならないといけない。条例の施行規則の第9条に、必要なことは市長が別に定めることができるとあるので、例えば基準に沿って臭いを定期的に計測したり、また鳥獣害については監視カメラで定期的に確認できるような形にしたりして、対策を講じていただきたいとの意見がありました。

また、ほかの委員からは、現在おひさま堆肥事業を行っている高田バイパス高架下の堆肥場の奈良国道事務所への返還期限に関する質問があり、休憩中に事実確認等を行いました。

委員からは、地域が混乱している中で、何とか円満な形でひとまず期間を置いて理解を深めていくことが必要である。国道事務所に行き、借入れの延長について申し上げると、市か

ら言ってもらわないと何もできないということであった。市民のために尽くすというところから言えば、最後に最大限努力をしていただきたいとの意見がありました。

また、ほかの委員からは、条例の施行規則の話が出たが、この内容は重く、平岡区の皆様に対してお約束をしていかないといけない部分もあると思う。必要があると認めるときの対応も含め、市長の思いはという問い合わせがあり、市長より、平岡区の皆様がご心配をされている件については、隨時行政側で対応させていただきたいと考えている。臭気や鳥獣害の問題は非常に大きな問題であり、その辺の確認の仕方も踏まえ、これから対応を進めてまいりたい。また、今の規則の中で、それを含めて対応ができない場合には休止という形も考えていく。近隣の平岡区の皆様には最大限ご理解をいただけるよう努めてまいりたいとの答弁がありました。

ほかの委員からは、葛城市のごみ減量化も含め、全市民を挙げて、この条例が必要でなくなるくらいのところまで推し進められるぐらいの意気込みで続けていっていただくことをお願いしたい。そのためには、やはり特に平岡大字の協力が必須条件であるので、市長に改めて丁寧な対応をお願いしておきたいとの要望がありました。

そして委員からは、本案について継続審査とすべきとの申出がありましたが、各委員への確認を行い、賛成少数で継続審査としないことを決定いたしました。

その後、本案の討論、採決に進んだ結果、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第65号、葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第66号、奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更についてでございます。

質疑では、し尿処理の運搬について、葛城市は比較的少ないほうだと聞いているが、香芝市が抜ける場合、運搬費の負担はどういうになる認識なのかとの問い合わせがあり、令和7年8月19日に開催された組合議会では、極力負担が増えないよう発注体制も考えながら、令和8年度の入札に向けて努力をしていくと答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がされて、意見、要望が出たことを申し添えて、厚生文教常任委員会に付託された議案の審査報告といたします。

以上です。

奥本議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第16、議第54号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第54号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第54号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議第55号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第55号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第55号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議第56号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第56号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第56号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議第57号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第57号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第57号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議第58号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第58号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第58号は原案のとおり可決されました。

(「議長、動議」の声あり)

奥本議長 動議、認めます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本議員 次の議案に出てまいります日程第21、議第61号、葛城市堆肥場設置条例を制定することについて、継続審査の申出をしたいというふうに考えております。

これは委員会でも、先ほどの委員会の報告にございましたように、継続審査の申出をしておるところでございます。まだまだ話し合わなければならない部分、また、市にとって動いていただかねばならない部分から、申出をするものでございます。

5点について、私の方でこの継続審査を申出することを簡単にお話をさせていただきたいと思います。

先ほど来からございましたけども、委員会も熱心に議論をしていただきました。しかし、時間はかけましたけども、3月に出てきて短期間であったということで、9日の常任委員会でもございましたように、近隣地区である平岡地区がまだ理解されていない、合意をされていないというところでございます。このときも市長に説明に行っていただくようにということで委員各位から要望、要請があったわけです。円満な形でこれが進むようにということがありました。これは9日で、今日現在22日ですけども、この間も出向くことなく、お話をされていないという状況であります。私にとってはここは問題、混乱が起きているところでございますのに、なぜ動かれなかったのかなというところが1つの大きな問題であろうかというふうに思います。

陳情でもございましたように、事前に説明がなかったというご不満もございます。文書でおわびをされておるわけでございますので、その行動についてはもう少し検討する時間を持つ必要があろうかと思います。

2番目です。国道事務所との話合いであります。この事案の発端となるのは、高田バイパスの高架下が利用できなくなると3月議会で出てまいりました。全くできないと、変える方法がないということで我々は説明を受けたところであります。私もそれを信じてまいりました。しかし、9月議会直前に国道事務所に精通した方からご連絡をいただき、いやそんなことないよと、借りる方法はあるよということでご連絡をいただき、委員会の中でも私はそのことを申し上げたつもりでございます。

担当部長と国道事務所に一緒になって問合せをしました。そしたら、今、葛城市は一時的

な借入れを継続をしている。これには限界があるということは私も理解をいたしました。しかし、ちゃんと委員会をつくって、継続的に借り入れる方法もあるという回答を担当部長と一緒に聞いておるところでございます。委員会の中でも担当部長は、これからも借りる方法というのはゼロでもなく100でもないと、分からぬということでございましたけれども、そのときもそうやって借りているところがあるのかという問合せを部長はされました。公園とか駐車場として貸しているところもあるということの確認も取れております。

ここで意見が分かれてきます。理事者としては、公園とか駐車場には貸せるけども、堆肥場には難しいんじやないかというご判断をされているというふうに私は理解をしております。

私はこの堆肥場というのは、環境省が進める立派な事業でもあろうかと思います。決して国道事務所がむやみに一方的にあかんと言うことはないと思います。国道事務所に再度この申請をされて、継続的に使わせていただくという方法が、部長もおっしゃるようにゼロではないということでございますので、ここは期間を持って、その努力をしていただきたいというふうに考えるのが2つ目でございます。

3つ目でございます。3つ目は、何となくするっと抜けてしまいましたけども、堆肥場がバーベキュー広場に行くということで、バーベキュー広場がなくなるというのも、今回のこの議案の中に含まれています。バーベキュー広場を楽しみにされている葛城市民の方、数はちゃんと把握したわけではないわけでございますけども、今まで使っていた、子どもたちと一緒に、またスポーツクラブの皆さんと一緒にという方の声も寄せられています。私に寄せられた声は、2年前にバーベキュー広場がコロナで休まれていたわけですから、いつ再開をされますかという問合せをしたら、しばらくお待ちくださいという答えだったのに、どうなっていますかという声も私に寄せられておるところでございます。にもかかわらず、このバーベキュー広場を一方的に閉鎖し、今後、バーベキュー広場をどうするかと。前向きな話というのは副市長からも聞いていますけども、これを市民に広報する、また市民と相談する、話し合いをするという時間もなかったわけでございます。

4番目でございます。NPO法人に葛城市のおひさま堆肥というのを委託をしております。私はこれ、市長とここは同じ意見なんですけども、本当に地球規模で、宇宙規模ですばらしい事業であろうかと思います。これは続けていかなければならぬ。奈良県に問合せをしますと、この事業をこういう形でやっているのは、私が奈良県の廃対課と確認を取ったところ、葛城市のみであろうかというふうに判断をしております。それだけ自信を持ってやっていかなければならないところでございます。

しかし、どうでしょう。先ほど委員長報告にありましたけども、現地を我々の目で確かめさせていただきました。そのときは臭いの確認とか、そういうことはさせていただきましたけども、あそこで乾燥させて、そして発酵させる、生ごみを減量化させて、肥料を作るというすばらしい事業をされているわけです。しかし、今度移行される、今のバーベキュー広場、ここには屋根というものが小さい屋根、いわゆる堆肥を置くだけの簡単な屋根はございます。こんな中で大雨が降ったとき、また横なぐりの雨が降ったときに、本当に乾燥、発酵というものが可能なのでしょうか。私は先ほど奈良県でこういう形でやっているのは葛城市だけだ

と言いましたけども、他府県の状況も調べさせていただきました。他府県においても大きな屋根の中でそういう事業をされているということでございます。この作業をされている一人の方が私にわざわざ言ってこられました。我々仕事をするところは屋根がないねん。今、高架下では屋根があるから陰になって、また風も通り、仕事ができるけども、今度屋根のないところであると、熱中症とか、この厳しい暑さの中でできるかどうか心配である。また、雨の中でそういう作業ができるのか、これも心配であるという声も聞いております。

5番目でございます。最後になりますけども、鳥獣害の問題を指摘をさせていただきました。地区からもこういう生ごみの処理場、来ていただくということで、非常に鳥獣害の問題というものをされて、市に対して陳情書というのを出されています。その答えを教えていただきました。市が出している答えというのは、鳥獣害について今後は分からぬけども、そのときそのときで対応していくということで。今、地域の方、これに対して、その答えだけで本当に安心できるかどうかというのは分からぬところでございます。それらを払拭して、このすばらしい事業というのを継続していくべきであろうと思ひますので、私は今回この案件、すごく大事なところでございますので、継続審査を、本会議におきましても再度申請をさせていただきます。

以上です。

(「賛成」の声あり)

奥本議長 ただいま議第61号議案を継続審査とすることを求める動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、この動議は成立しました。よって、本動議を直ちに議題といたします。

本動議は、電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

奥本議長 ボタンの押し忘れないですね。押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成少数であります。よって、議第61号議案を継続審査とすることを求める動議は否決されました。

それでは、改めて、日程第21、認第61号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 では、議第61号、葛城市堆肥場設置条例を制定することに、反対の立場から討論いたします。

先ほど藤井本議員からお話もありましたけれども、この条例は、バーベキュー広場として利用されてきた葛城市多目的広場を廃止して、現在、大和高田バイパス高架下にある、おひさま堆肥場をこの多目的広場、これを廃止してですから跡地になるわけですが、そこに設置することを目的とする施設設置条例であります。この設置条例の可決、施行をもって堆肥場施設としての利用が開始されることになります。

さて、この多目的広場の廃止と堆肥場設置については、近隣地区である平岡地区の住民の方々が強く反発し、反対の看板を掲げておられます。そうした反発が起きているのは、平岡地区住民に施設の設置計画について事前の説明がなかつたことに端を発しております。

この多目的広場は、40年前、旧新庄町の時代に火葬場及び靈苑の開発に伴い、山麓公園とともに設置されたものであって、これは関係地区の住民の協力があつて出来上がったものであります。平岡地区もその1つの関係地区であります。

葛城市が合併した際にも、旧新庄町で建設された火葬場や靈苑などの利用を、旧當麻町住民も利用することになることから、改めて葛城市は関係地区に、当時の市長等でしうけれども、葛城市が説明に赴いたというふうに聞いております。つまり、多目的広場は土地のあるところは1地区にすぎませんけれども、多目的広場の設置の経過については、先ほど述べたように火葬場と靈苑開発に関わるものであり、関係地区との協議の中で設置されてきた施設であります。今なお多くの市民がここを利用しているわけであります。当然、多目的広場の廃止に当たっては、平岡地区を含む関係地区との事前協議をすべきものであります。

ところが、市は多目的広場の場所に關係する1地区としか事前協議をしていない。この地区が了解したことをもって、ここに設置することを決めたわけで、これでは平岡地区住民が憤られるのは当然であろうと思います。つまり、ボタンのかけ違いがあった、かけ違えたのは葛城市です。このボタンのかけ違いを改めることなく、議会まで堆肥場設置条例を議決すれば、市による誤りを議会が追認することになってしまいます。地元の協力が得られない状態で施設を管理運営し、利用する条例を可決すべきではないと考えます。私は廃案にして、また次の機会まで市が努力する時間を持つべきだらうと考えます。

また、このおひさま堆肥の場所としても、この場所はよく検討されたのでしょうか。議会には何の説明もない、事前の相談もない。この多目的広場に堆肥場を持っていくことについて、この間、私は市民の方から多くの意見を聞きました。今500組、この堆肥場を利用されている方がいらっしゃるということですが、私が聞いたのはほんの一部かもしれません、私は自転車でここまで一次発酵した堆肥を持っていっている、あそこに行ったら山手ですから、とても自転車で行けない、私はおひさま堆肥、残念ながら協力することができなくなりますという意見とか、あるいは高齢者の方が大変多いですから、自動車で私は山麓公園のところまでちょっと自信がない、これを機会にやめたいという方を私は聞いております。

一体、あの場所が本当にふさわしかったかどうかということは全く検討されていない、議会にも相談がない。今後、この地域でこれを継続するのが果たしていいのかどうか。私は一から考え直すべきだと思っております。

先ほど藤井本議員がおっしゃった意見も私も聞きました。実際に作業をされている方、これでは雨天でかつぱを着て作業しなければならなくなる。高齢の身にはきついと。これは考え方があかんということになっているんですね。おひさま堆肥を今後継続する上でも、本当にこの場所で設置していいのか、それが当たり前でいいのか、私は一から見直すべきだと思います。仮にこれを運用するにしたとしても、私は新たな場所をもう一回、一から検討し直さないと、おひさま堆肥事業として発展していかない。地元の反対がある中で、どうして

NPO法人の方々が気持ちよく作業できるでしょうか。あるいは山手の高い坂を上っていかなければいけないところに協力している方々が持つていけるでしょうか。このことも含めて、おひさま堆肥を発展させる観点からも、やはり私はこの設置は非常に拙速であったと考えます。このことから、私はこの条例に反対するところであります。議員諸氏の賛同を得たいと思います。

以上です。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

2番、横井晶行議員。

横井議員 2番、横井であります。私は賛成の立場から討論します。私はISO環境内部監査員、環境社会検定合格者であり、エコピープルでもあります。古今東西、環境問題の議論にしては、環境データが全く提示されていない上での議論戦であります。

問題の場所は山麓公園の寺口区内にあり、ここに通じる南北道路、東西道路ともに寺口区内であります。問題の場所は、地形的にも山麓地帯ではなく、谷間、くぼ地であります。平岡区と標高差15メートル以上あります。

どうか、山、谷、風をインターネットで入力して風の動きを調べてほしいのであります。今現在の段階では、環境問題の議論としてはデータが少ないと状態での議論であります。行政側の主張に十分な理があります。

さて、しかしながら、いかに行政的、環境的に正しいことであっても、やはり人間は感情の動物でありますから、堆肥場設置の話合いが不足して、平岡区側との話がこじれたのも事実であります。

また、古今東西、故事にありますように、名君劉備玄徳は諸葛亮孔明と対話するために三顧の礼を尽くしたのであります。私は賛成の一票を行政側に入れます。行政側も話合いの継続をお願いしたいのです。よろしくお願ひいたします。

以上。

奥本議長 横井議員、確認ですけども、まず2つ確認させてください。

環境データが提示されていないというのは、誰に対して言っているのか。それから、継続してというのは、これは賛成ですか、反対ですか。ちょっと意味がよく分からなかつて、もう一度説明お願いします。

横井議員 環境データは、私はビデオを見まして、実際、私さきに言いましたように、環境監査員であります。本来は……。

奥本議長 誰に対して言っている言葉ですかということを言っているんです。主語がないんで分らないんです。行政側に対して言っているのか、今おっしゃっているその……。

横井議員 ビデオ見て、両方の討論を聞いてて、実際の環境のデータを私は感じられなかつた。例えば音であればホーンとか光やったらルクスとかあるじゃないですか。この場合は臭いですね。

奥本議長 だから、データを出してほしいというのは、誰に対して言っている言葉ですか。

横井議員 皆さん。

奥本議長 行政に対しても。

横井議員 皆さん。

奥本議長 皆さんに。

横井議員 話合いの継続ということを先ほど質問がありましたけども、私は気合とか根性で環境を語るもんじやない。やはり数字、データ。私はエンジニアでもあります。環境監査員です。環境データを持ってきて議論するというのは分かります。しかしながら、環境のデータが出ていないんです。この形での継続はよくない。だけど、ここに最後締めくくっていますね。話し合い。人間は感情の動物でありますから、感情を酌み取って、話し合いの継続をお願いします。どうせデータがないのですから。

奥本議長 分かりました。継続を願うということは、これに反対するという意味になってしまいますが、それでいいんですか。データの提出を両方に求めて、なつかつ話し合いを継続させるということは、反対意見を言っていることになりますけど、それでいいんですか。

横井議員 私は話し合いというのは、感情から来てる分については話し合ったらしいんじやないですかと。

奥本議長 要するに、横井議員がおっしゃりたいのは、だから賛成ですか、反対ですか。どちらですか。

横井議員 賛成です。賛成という立場で言っております。私はエンジニアですから……。

奥本議長 そのエンジニアの話は今要りませんので。分かりました。
ほかに。

7番、吉村始議員。

吉村議員 議第61号、葛城市堆肥場設置条例を制定することにつきまして、私はどうしても賛成いたしかねる、つまり反対せざるを得ないという立場で討論いたします。

まず、本件の問題点につきまして、昨日、9月21日、日曜日付の奈良新聞1面の記事が、行政学の専門家の意見も交えて端的にまとめておられておりますので、お示しをしたいと思います。

この記事は、葛城市が進める生ごみ堆肥化施設、おひさま堆肥の移転を巡り、移転先となった市営バーベキュー場、場所は寺口にありますけれども、大字としては寺口ですが、すぐ近隣、すぐ隣の平岡地区の住民の皆さんが市からの事前説明なしに広場が転用されるということに対して憤慨しておられるというふうな内容がありました。

つまり、住民の皆さんがこの移転計画をお知りになったのは、私ども市議会発行の議会だよりでありまして、既に多目的広場では工事は始まっておりました。

東洋大学の中澤高師教授や摂南大学の増田知也准教授も奈良新聞の記事で指摘されているように、施設移転の決定前から情報を開示して、近隣住民との協議を重ねるという姿勢が行政に欠けていたことが、行政と住民との信頼関係の棄損につながったと私も考えております。

その後、副市長はじめ、市職員の皆さんが近隣住民の皆さんの理解を得るべく努力されたということにつきましては理解をするものではあります。ありますけれども、出発点で住民感情を無視したまま進めた手続には問題があったということは言わざるを得ません。この点を乗り越えないままでは、私は議員として賛成するということはできません。

よって、奈良国道事務所も含めました本件の関係者に事情をご理解いただく努力をしていただいて、一旦、計画を白紙に戻して、改めて近隣住民の皆さんへの丁寧な説明を行い、理解を得た上で再協議すべきであるということ、これが筋であるということは言わざるを得ません。これが筋であります。

先日の厚生文教常任委員会でも、委員長もしっかりと取り計らっていただきまして、委員の皆さんのが慎重に審議をされたということについては私も承知をしておりますけれども、現状ではどうしても賛成に回ることはできません。

以上をもって本条例案に対する私の反対討論といたします。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

9番、松林謙司議員。

松林議員 私は議第61号、葛城市堆肥場設置条例を制定することについて、賛成の立場で討論をいたします。

高田バイパス高架下に設置している既存のおひさま堆肥場の使用期限が令和7年9月末までとなっていることは、国土交通省から提示された条件であり、ほとんどの議員また理事者の皆様の共通認識であろうかと、このように思います。

おひさま堆肥場の移設のため、整備工事の予算も既に3月の予算で審議され、議決もされ、予算執行もされております。おひさま堆肥場の移設先につきましては、移設の候補先も10か所ほどの候補先を当たり、移設先の地元の理解を得るために話し合いを重ね、合意形成を図るため努力されたと理解しております。

そして、施設の移設決定を、決定先の大字との間で合意形成が図られ、新しい堆肥場の整備工事が進んでいるところでありますが、施設を移設する大字の近隣の大字とは移設に対する合意形成が図られていなかった点が批判をされております。この点につきましては、行政当局も近隣の大字に対する配慮が至らなかつたと深く反省をしているところであります。

おひさま堆肥場の設置がそもそも悪臭を放つか、また、このことが原因で鳥獣害の被害を引き起こすのかどうか、実際の既存のおひさま堆肥場まで厚生文教常任委員会の委員で確認にも行かせていただきました。私の実感といたしましては、悪臭と言われるほどの臭いはほとんど感じられなかつたのが実感であります。

葛城市堆肥場設置条例施行規則第4条2項には、市長は必要があると認めるときは、臨時に休業日を変更し、または堆肥場の施設の一部を休止することができるとあります。また、第7条には、堆肥場は常に良好な状態において管理し、その設置目的において最も効果的に運営しなければならないとあります。今後、移転先のおひさま堆肥場では、特に近隣、周辺の環境面に対しても常に良好な状態で運営されること、そして近隣、周辺の環境に対しても悪影響が確認された場合は堆肥場の施設を休止して、必要な対応をすることなどを条件といたしまして、議第61号、葛城市堆肥場設置条例を制定することにつきましては、賛成するべきであると思います。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

14番、藤井本議員。

藤井本議員 まずもっておわびを申し上げたいと思います。私は常任委員会のところで、今回と同じように継続審査の申出を行いました。しかし、誰一人、継続審査に応じていただくことができなかったショックのあまり、声が出ず、討論をするときに、その時間が過ぎてしままして、何も言葉がないままに賛成に回ってしまったという不覚をしております。

後で撤回を求めましたけど、そんなん許されるわけでもございませんので、私の長い議員生活の中で唯一の、唯一というか一番大きな不覚であつたんだろうかと思います。私自身も反省をしておるところでございますけれども、今回も継続審査の申出というものをさせていただきました。これはなぜしているかというと、おひさま堆肥も大事やし、市民の方も大事やということで、継続審査できちっとやっていこうということでさせていただいております。しかし、それが認められておりません。よって、私の思いの理由については、先ほど継続審査の申出のとこで述べさせていただいておりますので、あとはお願いをして、私は反対討論をしたいと思います。

市町村の一般廃棄物の責任というのは市町村長にあります。いろんな問題が今回乗つかかってきております。私は最大の問題は、住民との中に溝ができているということやと思います。このまま突っ走る。私はここで一旦立ち止まろうということを申し上げましたけども、それが理解を得ていない。これはますます溝というものが深まるであろうと思います。

かつ、市長は出向くと言っておきながら、まだ今になっても出向いていない。電話一本もない。これは物すごく私自身、心外でございます。ただ、このままいくと可決になるでしょう。可決になった後、いろんな問題が出てきたとき、これは県の認可とか国の届出とかという問題でなく、市町村に任せられたもんでございますので、阿古市長、しっかりとその責任というものを負っていただくことをお願いして、反対討論といたします。

以上です。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

1番、西川善浩議員。

西川議員 私は議第61号、葛城市堆肥場設置条例を制定することについて、賛成の立場で討論をいたします。

これは本当に委員会で、先ほど委員長からの報告もありましたように、かなりの時間をかけて、堆肥場にも視察にも行かせていただきました。一定、私たち、私もそうですけども、多くの議員からは、やはり市長がしっかりと対話を持って、平岡区、また寺口区とも対話を重ねて、しっかりと、施行規則の第9条にある、必要なことは市長が別に定めることができますので、臭い対策を行っていただきたりとか、監視カメラをしていただきたり、しっかりと対話を持って、平岡区の方々と真摯に向き合っていただくということをお願いをしました。

私も残念なのは、まだ平岡区の方に一報、まず電話でも入れるとか、それがないというところはちょっと。委員会終わってからすぐにもできるはずなんですね。そこはしっかりとやっていただきたい。これもう一回、再度お願いはしたいと思います。

ただ、これ3月の予算1,818万、我々議決をしとるんです、予算でね。そこはしっかりと

議員皆様、肝に銘じていただきたい。一般市民の皆さんとの血税を1,818万。これは谷原議員は反対をされていますからあれですけど。そこで私たちも反省でございますけども、この議決をしたという責任は重いです。やはりここではしっかりと対策をするということで、私たちも現地に行って、臭い、鳥獣害を確認をさせてもらいました。

ここは平岡の皆さんと対話を持って、しっかりと向き合っていただく、理解をしていただくということで、賛成をさせていただいたところでございます。これについては本当に市長、やってくださいね。

いろいろと意見もございまして、9月末をもってバイパスの下というところについては移転をせなあかん。これは先ほど藤井本議員、継続のところで理由を申し上げられましたけど、これは一般論の話であります。これ3者、厚生文教の委員長、副委員長、そして理事者側も藤井本議員も聞かれて、それでやはり9月30日というところの切りというのは確認をしたところでございます。これを延ばす、継続審査となると、私たち改選がございます、これイコール廃案になります。ということは、これは私たちの責任というところはどこに出てくんねんというところでございます。あとは本当に理事者が平岡区と真摯に向き合って、寺口区ともですけどね、向き合って対話を重ねて理解をいただく。で、対策を講じる。それに尽きるというふうなことで、私は賛成の立場での討論とさせていただきたいと思います。

以上です。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

11番、川村優子議員。

川村議員 私はこの議第61号、葛城市堆肥場設置条例を制定することについて、賛成の立場を取らせていただきますが、非常に採決にかかるのに悩みました。

やっぱり住民、市民第一ということを掲げていただくには、市民さんと丁寧な対話をしていくこと、これがまず第一義です。それを非常に私はその辺りが少なかったんじゃないかなというふうに思っています。

国交省との話は、この確認の段階でいろいろな言葉のニュアンスの取り方とかいうので、委員も調査の中でまだまだ猶予があるのかなというふうに思ってしまうというような内容もちょっとあったかなというふうに私は思いますけれども、公の立場として、最終的に9月30日までというタイムリミットを市長も行政側はそのように判断をしたということは、我々議会としてもきっちりと確認をさせていただいたこと、これがまず1つのポイントでありますし、そしてその後に先ほど西川議員が言われたように、やっぱり汗をかいて住民さんに対して誠意を持って、今一目散にそこへ駆けつけて、理解を求めていく姿勢というのは、これは私ら議会としてはやっていただきたいことなんです。それに尽きます。

ですから市長は、議会としてはこの議案というのは賛成か反対かというのはまだこれからですけれども、ここの話よりも、もちろんここで議決はしないといけないんですけども、やっぱり現場の住民さんにもっともっと丁寧にお願いをすること。これをトップとして責任を全うしていただきたいということを私は切に希望いたしまして、本当に苦渋の選択でけれども、私は賛成をさせていただき、私たちの今期、もうすぐ改選になる今の段階で、責任の

ある立場を取らせていただきたいというふうに思います。

以上です。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

3番、柴田三乃議員。

柴田議員 私は議第61号、葛城市堆肥場設置条例を制定することについて、賛成の立場で討論いたします。

会期中に行われた厚生文教常任委員会においては、長時間にわたる慎重かつ丁寧な議論を重ねていただいたことに深く感謝しております。その中で市長がおっしゃった、多くの賛成討論の中にも出てきたように、平岡の皆様の理解を求めるために丁寧に対応していく。特に臭気、鳥獣害被害は確認を含めて対応する。そして対応できない場合は休止する。平岡区の皆様に最大限にご理解をいただけるように努めていくという言葉。その言葉をもって、私はこの法令改正に賛成するものであります、本当に必ず実行していただくということを心より信頼しておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

昨日の奈良新聞のお話も出ておりましたとおり、丁寧に進められていたら、もめなかつた可能性もあるというふうに有識者の方もおっしゃっているとおり、私もそのとおりだと思います。今回の件では、山麓地域の住民の方々の間でも意見の相違があります。そして多くの同じ課題を抱えている山麓地域の皆さんたちがこのことで分断するということはあってはならないことだと私は思っております。そのためにも今心配をおかけしている近隣住民の方々、ひいては市民の皆様におひさま堆肥が資源循環型社会を目指すためには重要な役割の一端を担っていることを理解していただくとともに、山麓地域に持ってくる意義というものをしっかりと皆さんに理解してもらうように説明を尽くしていただきたい。そのことを要望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

5番、杉本議員。

杉本議員 議長、委員長ですけども、賛成討論させてもらってよろしいですかね。

奥本議長 はい。

杉本議員 この問題は私もあり、委員長ですんで口出しできないといいますか。ただ、それなりに皆さんのご同意を得るように尽力して、かなりの時間を使わせてもらったんですけども、ご理解いただけない面もあるんかなと思いながらお聞きしたんですけど、例外的に私は、これは皆さんの問題やと思いましたので、いろんな時間を使わせてもうて、委員さんのご協力も得まして、現地も見に行きましたし、いろんな方、部長をはじめ市長にも副市長にも何回もお話を聞いて、僕なりに時間をかけて丁寧にやらせてもらったつもりですけども、今いろいろお話を聞いとて、やっぱり西川議員おっしゃったみたいに、今のお話でも屋根が場所がというお話出てましたけど、谷原議員おっしゃるのは意味が分かると思うんですけど。

我々はあそこの場所でというお話で3月の予算で出てきた。そこでその話を片づけやなあかんかったわけじゃないですか。そのときに僕らが情報を知らなかったのは、それは申し訳ないというのは、どこへ行っても申し訳なかったと言うてます。ただ、それをそこでやらん

ことには、ここまで来て。これ条例のお話なんです。やっぱり皆さんおっしゃるとおり、議会でできることはやったと僕は思っています。ただ、これを止めると、いろんな人の方向の目線、考えがあるわけじゃないですか。一方通行で見れへんわけじゃないですか、我々議会としては。これを止めることによって困る人もおられれば、事業が止まってしまって。我々、先ほど西川議員おっしゃったみたいに、税金を可決して予算を通して、あそこの場所で、あそこのどこでやる、そうなんですかと、わざわざ僕、予算を途中で止めて、厚文の委員会まで開いたわけじゃないですか。ということは、そこである程度納得された話なんじゃないのというふうになって進んでいった。けど、そのときの条件で、部長、市長なり、副市長なり、ちゃんと説明しに行ってくださいねというのは強く議会から出たと思います。

ただ、それは手を抜いてるのか、怠慢なんかよく分かんないですけども、やられてなかつたのが確かにボタンのかけ違いやと思いますけども、それについても理事者から謝罪ありましたし、今後もちゃんとやっていく。これ以上にこの話をどう。議会が何ができるのかが僕はもはや分からない。やることはやったし、皆さんのご協力を得れるようにやりました。時間もかけたと思う。今、柴田議員おっしゃったみたいに、時間を異例にかけた。これは僕の独断でやらせていただきました。それは平岡の方、寺口の方、いろんな方の意見をちゃんと長く時間をかけてしっかり議論して。これが短いと言われたら、僕の能力不足ですけども、一応改選もありますし、ここまでにと思って一生懸命やらせてもらいました。努力論みたいな話になってますけども、これ以上、議会がこれを、先ほど話に出てた廃案なり。

だって現実的にいろんな情報出てますけども、僕先ほどの国交省のお話、横で電話聞いてましたけども、それができんねやったらやってると思うんですね。やれないという決断から始まった話やないですか。それが何でこうなったかというのは、堆肥場というのと公園と駐車場、全然違うわけじゃないですか、使用する用途が。堆肥場というのはふさわしいかどうか僕分かんないですけども、全国的にああいう高架下、どんな方が借りてるんですかと聞いてもらったら、駐車場なりスケートボード、そういう施設が多いです。安全確認できる施設のほうが多いわけじゃないですか、単純に。というのを勘ぐりですよ、勘ぐりでそういう人らは借りてますけどね。ただ、堆肥場というのは燃えるもんもあるしということで、もうそろそろとなつたお話やと思いますし、これできんねやったらやっていただいていると思います。

そういうのを全部踏まえて、僕はこれ長い時間かけさせていただきましたけども、やはりご理解いただけへんというのは、めっちゃざっくり言うと、理事者の方々でけりつけてくださいよ、これは。議会はできるだけのことはやったと思います。これを延ばし延ばしというのは、僕ら改選あって、次の新しい議員さんに、はいパスって、それはちょっと僕できへんと思います。こんだけ時間かけてやりましたんで、議会として、僕は委員長としてこれが最大にできたことだなと思いますし、まだご理解を得られなかつたことは残念ですけども、あとは理事者側も認めていただいているわけですから、配慮が足りなかつたというのはね。それさえやってれば、こういうことになってなかつたかもという声も重々分かります。だからこそ引き続き、皆さん言うてるみたいに、ちゃんと平岡の方々、寺口の方々、どんな方でも、

これからもそうですよ、これからもこれだけじゃなくて、しっかりと。

前の議会に報告するという話もそうじゃないですか。僕も永遠に言うてるけど、変わらんかったら意味ないんですよ、こんなん言ってても。次から迷惑施設であろうが何であろうが、今までではこんだけしか言うてなかったけど、これからはこんだけの範囲の人たちに言っていこうという配慮をしていただくよう、本当にお願いします。議会に対してもそうですけども、それだけは言わせていただいて、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございます。

奥本議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第61号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

奥本議長 ボタンの押し忘れ、ございませんね。押し忘れないとして認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第61号は原案のとおり可決されました。

ここで市長に申し上げたいと思います。議長の立場で申し上げます。

今、各議員の賛成、反対の意見が交わされました。これは厚生文教常任委員会で8時間近くかけて、休憩時間も含めてですけども、やった議論のところです。やはり共通するところは、議会一人として移転しろとは言っていないんです。3月の経緯があるんで、議会のルールとしてここは賛成に入っていくというところなんです。やっぱりその根本は、これは全員一致したところですけども、行政サイドの説明が足りなかつた、この1点です。

先ほども何人もの議員からお話しに行ってください、電話一本でも入れてくださいというお願いがありました。そのお願いの上に、今賛成になっているわけです。

我々も今日の議会が最後で、定例議会もうありません。次、改選になったら、また新しい議員さんが来て、なります。そうすると、今現状賛成したけど、これを見届ける義務があるんです。ですので、私再度、市長に確認したいんですが、平岡区にいつ行かれますか。あるいはいつ電話されますか。具体的に日にちを言ってください。ピンポイントで無理であれば、この期間いついつ、この間でお話しに上がりますということを今ここでおっしゃってください。そうしないと、我々議員というのは議決をしないといけないんです。中途半端で議決をやめますってできないんで、そこを苦渋の選択で議決したわけですから、それに対しての責任というのがあると思うんです。

市長、お願ひします。答えてください。

(発言する者あり)

奥本議長 一旦休憩します。再開時間は追って連絡します。

休 憩 午後2時47分

再開 午後3時30分

奥本議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、休憩前に私がお願ひいたしました件につきまして、答弁をお願ひいたします。

阿古市長。

阿古市長 ご意見どうもありがとうございます。真摯に聞かさせていただきました。

議会終わりましたら、日程調整をさせていただきたいと思います。その結果がいつになるかというのは、その調整の次第でございますので、日付まで何月何日というのは申し上げられませんけども、議会の委員会の席でも申し上げましたとおりにさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

奥本議長 ありがとうございました。

それでは、会議を続けます。

次に、日程第22、議第65議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第65号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第65号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議第66号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 議第66号、奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更について、反対の立場から討論いたします。

奈良県葛城地区清掃事務組合は、し尿処理に関わって3つの事務を共同処理することを目的として、現在、葛城市を含む4市4町で構成されております。この3つの共同処理を行う事務とは、規約第3条に定められている次の3つの事務であります。1つは、し尿貯留中継基地からし尿処理施設までのし尿運搬に関する事務、1つは、し尿処理施設の設置並びにこれに伴う財産の取得及び管理運営に関する事務、1つは、かもきみの湯の設置並びにこれに伴う財産の取得及び管理運営に関する事務の3つであります。

さて、今回の規約改正は、その共同処理する3つの事務のうち、1つ目のし尿貯留中継基地からし尿処理施設までのし尿運搬に関する事務において共同処理を構成する香芝市が共同処理から外れることを認める内容とする規約改正であります。

現在、このし尿運搬におきましては、3市4町を2つのブロックに分けて、2者に組合が業務委託しているものであります。このことによって、各市町村が個別に発注するよりもス

ケールメリットを生かした単価となっております。しかし、香芝市が外れることになりますと、香芝市は大和高田市に次いでし尿処理量が多く、負担金額が大きいため、香芝市が抜けることになると、スケールメリットを損なうことになってしまいます。組合を構成して共同処理をするという組合設置目的に反する規約改正であり、認めることはできません。

また、こうした3つある共同処理の一部から脱退することを認めることになれば、今後更にこの処理から脱退を求める構成団体が出てくることになります。そうすると、そもそも共同処理の意味がなくなってしまいます。

管理者におきましては、香芝市が抜けても、各残りの市町村の費用負担が上がらないよう努力をすることであって、これは努力するといつても、結果として保証されているものではないわけでありますし、まして大和高田市まで抜けてしまうことになると、葛城市的負担は大変大きくなります。こうした形で共同処理を壊すことはあってはならないと、葛城市民の利益にならないと考えます。

以上をもって本規約の改正に反対いたします。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

1番、西川善浩議員。

西川議員 私は、議第66号、奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど谷原議員からもありましたように、これは香芝市が共同運搬処理のほうを抜けるというところでの議案でございます。

これについては、管理者である御所市長が組合議会のほうで汗をかくと、努力をする、極力、他市町での運搬の費用が上がらないように努力をするということを明言をおっしゃられました。

香芝市さんが抜けたとしても、葛城市は比較的、し尿処理の運搬の数も少ないというところございますし、これについて極力負担が増えないという努力をするということを、私としてはその言葉を信じて、この議案に賛成をさせていただきたいというところでございます。

以上をもちまして賛成討論とさせていただきます。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第66号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

奥本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、議第67号から日程第29、議第72号までの6議案を一括議題といたします。

本6議案は、予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本予算特別委員長 去る9月2日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議第67号から議第72号までの6議案につきまして、9月10日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第67号、令和7年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決についてであります。

質疑では、地域の日本語教育の推進に関する費用として、報償費などの予算が計上されているが、具体的な内容はという問い合わせがあり、令和7年度の11月から2月にかけて、市内在住の外国人を対象とした月1回程度の日本語教室の開催や、この日本語教育に関わる人材に対して研修を行う予定をしており、それに必要な講師謝礼や消耗品の補正予算を計上している。教室では日本語を教えるのではなく、ごみ出しの方法や病院の受付といった日常生活をテーマとした内容を想定している。また、日本語教室は行政だけで実施するのではなく、この教室を手助けいただく地域住民のボランティアスタッフというのを募集して事業を行い、外国人の方がこの地域住民との交流を通じて、お互いの文化、習慣などの相互理解を深め、多文化共生の実現に向けた基盤づくりを進めていきたいと考えているという答弁がありました。

この答弁を受け、別の委員から、外国人の方の自転車運転の危険な場面を見受けるので、ごみ出しだけでなく、交通ルール等も教えられないかという問い合わせがあり、教室のテーマの大枠は決めているが、細かい部分は決めていないので、ご指摘の交通ルールということも検討していきたいという答弁がありました。

この答弁を受け、市のことだけでなく、交通安全や犯罪に関する学ぶことを学んでもらえる機会を多くつくってもらいたいという要望がございました。

また、別の委員から、債務負担行為補正の新庄庁舎空調設備整備業務と新庄健康福祉センター空調設備整備業務についてはリースで発注することだが、リースで行う理由は、また、リースの場合とそうでない場合の費用の差はという問い合わせがあり、新庄庁舎のほうは5月に2階の空調系統のトラブルがあり、また新庄健康福祉センターについてもファンコイル系が徐々に不具合を起こし、現在、空調全体の1割が不具合を起こしていて、緊急に整備が必要である。設計と施工を分けて起債をつけて行うと、来年の夏を越えて令和8年度末以降に更新工事となるが、最近の猛暑も踏まえ、来年の夏までに両方とも更新工事を終えたいので、設計、施工、管理を含めた一括発注という形でリースの手法を選択させていただいた。また、費用の差については、リースの場合のほうが概算で300万円から400万円ぐらい高くなるという想定をしているという答弁がありました。

この答弁を受け、スピード感が必要で一括発注ということだが、一括発注は行政が入札して競争させるということがないので、業者にとってメリットが大きいと思う。市にとっての効果と実際のところがどうかということは理解できるように慎重にやっていただきたいという要望がございました。

また、別の委員からは、今回急遽、故障があつて空調設備を更新するということだが、設置当初から30年後には入れ替える時期が来るということは分かっていると思うので、適切な保全計画をつくっておくべきであるという意見がありました。

次に、日本型直接支払制度資源向上活動等補助金619万4,000円について、対象となるのはどのようなエリアか、また、対象の面積、金額の算出根拠はという問い合わせがあり、今回計上しているのは農業生産条件に不利な中山間地域において農業者等を支援するための中山間地域直接支払交付金で、山麓地域で活動されている葛城山麓地域棚田振興協議会に対する補助金である。この交付金の算定方法は、原則として対象となる農用地の面積に定められた10アール当たりの交付単価を掛けたものが補助金額となっている。なお、交付単価は田畠の形状によって異なる。また、今回この地域において農家カフェを整備することで、この棚田振興を図る取組を行う場合の加算分が追加されているという答弁がありました。

また、別の委員から、農家カフェが新しくできるということで、すごく期待をしているが、山麓地域一帯をどう見せていくかというアピールの部分についても、農家カフェを絡めて何か考えているのかという問い合わせがあり、農家カフェは笛吹地区の方で不定期に薬膳料理教室をされておられ、その辺りをきっかけとして、もう少しグレードアップさせてやっていこうというところで今のところ考えておられるようであり、これからどう活用していくかという点については、話合いでいろんなことが見えてくるといった状況であるという答弁がありました。

この答弁を受け、山麓地域一帯には花も収穫物もあり、そこに今の話にある薬膳ということを始めるのであれば、市のほうも計画的なエリアにしていくという指導をして、これからどういうふうな山麓に仕上げていくかというような提案をしてあげてほしい。また、山麓地域での野菜作りなどの取組を大事にし、何かやろうとしている方が広がっていくような、そういういった支援や、始められた取組を残していくける支援をしていただきたいという要望がございました。

次に、債務負担行為補正で、(仮称)當麻複合施設設備品購入業務があるが、机や椅子などの備品はどういうイメージのものを購入する予定なのか、また、誰が決定するのかという問い合わせがあり、今、設計者のほうでイメージ画像なども集めていただいて、それぞれのフロアごとにエリアを設けて、エリアのコンセプト等も考え、組合せを考えている状況で、そのエリアごとのイメージに合わせて抽出していき、最終決定は市で行うという答弁がありました。

この答弁を受け、設計者は建設設計のプロかもしれないが、なかなかそこまでデザインを重視されているというところも少ないとと思う。インテリアのデザインやカラーコーディネートはプロのデザイン人材などを活用するほうがいいと思うが、市としてはどう考えているのかという問い合わせがあり、市長から、デザイナーがいるので、そのデザインを基調にした中で、プロの集団がある程度のコーディネートをしていただけだと理解をしている。そのプロもピンからキリまであると思っているが、ある一定の水準以上であるという認識は持っているので、これからいろんな意見もいただきながら組み合わせていくが、最終的にはプロによる選定だという感覚を持っているという答弁がありました。

次に、5款1項2目農業総務費で142万円、8款6項2目体育施設費で167万6,000円の時間外勤務手当が増額となっているが、その理由はという問い合わせがあり、農業総務費のほうは農林課分で、耕作放棄地の検討支援業務や指定管理者の更新業務、また、国が農業の制度を大きく変更している時期であり、農振法の改正や経営所得安定対策など事務の負担が増えているためである。また、体育施設費のほうは体育振興課の分で、各種団体の会議などが業務時間外に開催されることが多いこと、施設設備の修繕工事などが休館日の平日に入ることが多く、立ち会うために時間外の勤務となること。また、今年度は国民スポーツ大会の正規観察があり、その準備の業務が増え、県との調整会議が休館日に入ることが多いことなどであるという答弁がありました。

この答弁を受け、超過勤務については、人員の配置も大きく関係すると思う。国の制度が大きく変わるとときに葛城市も力を入れていくのであれば、予算等で検討していただきたい。また、夜に会議が多いということであれば、勤務時間の変更等、柔軟な勤務形態を考え、時間外勤務手当がどんどんつくような形は避けるべきで、休館日に会議が入り、代替休日がなかなか取れず、時間外になるというところも工夫すべきであると思うという意見がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

そして、議第68号から議第72号までの5議案につきましては、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から質疑がなされ、意見、要望が出されていることを申し添えて、予算特別委員会の報告といたします。

奥本議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第24、議第67号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第67号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第67号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議第68号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第68号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第68号は原案のとおり可決されました。

日程第26、議第69号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第69号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第69号は原案のとおり可決されました。

日程第27、議第70号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第70号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第70号は原案のとおり可決されました。

日程第28、議第71号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第71号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第71号は原案のとおり可決されました。

日程第29、議第72号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第72号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第72号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第30、議第73号、工事請負契約の締結について（（仮称）當麻複合施設整備工事）を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第73号、工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、當麻文化会館を全面改修し、庁舎、市民活動センター、図書館等を複合化した、（仮称）當麻複合施設を整備する工事をしようとするものでございます。

本年9月8日に一般競争入札を実施した結果、1者が応札し、株式会社森組奈良営業所が落札いたしましたので、契約金額26億1,800万円で請負契約を締結しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

奥本議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議第73号議案については、会議規則第37条によりまして、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会へ付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第73号議案については、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会へ付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで時間の延長についてお知らせいたします。あらかじめ本日の会議時間は議事の都合により延長いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻については追って連絡いたします。

休 憩 午後3時55分

再 開 午後5時00分

奥本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りいたします。

この際、ただいまペーパレス会議システム等に配付いたしております議事日程に記載の

とおり、議第73号議案を日程に追加し、直ちに審議を行うことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程記載のとおり日程に追加し、直ちに審議を行うことに決定いたしました。

それでは、追加日程第1、議第73号議案を議題といたします。

本案は、本会議休憩中に、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会を開催し、審査いただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

11番、川村優子議員。

川村當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員長 ただいま上程されております議第73号、工事請負契約の締結について((仮称)當麻複合施設整備工事)について、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、今回応札された業者は、前回の入札にも参加した業者だが、再公告の際に他の業者からの問合せはあったのか、また、再度入札に向け、コストダウン等の見直しをされたが、トータルのコストダウンの金額は幾らかという問い合わせがあり、1度目の入札後、参加要件の問合せはあったが、公告後はなかった。再度入札に当たり、要件を見直して、その中で企業同士のJVを可能とした。入札後の聞き取りで、企業間でのJVの話はあったと報告は受けている。また、削減した金額については設計価格に関するため言えないが、およそ1億5,000万円を目安に捻出したという答弁がありました。

この答弁を受け、業者が競争してもらえる体制をつくらないといけない。工期も延びたため、工事をしっかりと指導してもらいたいという意見がありました。

この答弁を受け、別の委員から、当初の入札の際にJVを不可としていた理由はという問い合わせがあり、要件の中に当初想定をしておらず、改めて再入札の際に要件を整えたという答弁がありました。

また、ほかの委員からは、今回の入札の方法はという問い合わせがあり、一般競争入札を電子入札の方法で実施したという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から質疑がなされ、意見、要望が出されておりますことを付け加えまして、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の付託議案の審査概要及び結果の報告といたします。

奥本議長 以上で當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議第73号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第73号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第73号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第31、発議第3号、葛城市議会委員会条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

13番、西井覚議員。

西井議会運営委員長 ただいま議題となりました発議第3号、葛城市議会委員会条例の一部を改正することについて、提案理由の説明をいたします。

令和6年12月定例会で葛城市議会議員定数条例の一部を改正する条例が可決されたため、次の一般選挙から議員定数が13人となります。現在の委員会条例は15人の定数に合わせた常任委員会及び議会運営委員会の委員定数になっているので、新たな議員定数に即した委員定数にするため、改正を行うものです。また、併せて所要の規定整備を行います。

内容につきましては、議長は常任委員会の委員にならないものとし、総務建設常任委員会の委員定数を「8人」から「6人」に、厚生文教常任委員会の委員定数を「7人」から「6人」に、議会運営委員会の委員定数を「8人以内」から「6人」に改正するものでございます。

施行期日につきましては公布の日からとし、同日以降初めてその期日を告示される一般選挙により議員になった者の任期の初日から適用することとなっております。

以上、簡単ではございますが、提案理由を説明いたします。議員皆様方の賛同を賜りますようよろしくお願ひいたします。

以上でございます。よろしくお願いします。

奥本議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

本案につきましては委員会提出の議案ですので、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

これより討論に入れます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第3号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第32、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

広域連合議会議員の選挙につきましては、市議会議員から選出する広域連合議会議員について欠員が1名生じたため、市議会議員から1名を選出することになりますが、候補者が2名となりましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、全ての市議会において選挙が行われることになったものであります。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになっておりますので、葛城市議会会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人への報告及び当選人への告知は行いません。

そこでお諮りいたします。

選挙結果の報告については、葛城市議会会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、葛城市議会会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

これより投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

奥本議長 ただいまの出席議員は14名であります。

立会人は、葛城市議会会議規則第31条第2項の規定により、12番、増田順弘議員及び13番、西井覚議員、両名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。なお、候補者名簿につきましては、既にペーパーレス会議システム等で配付いたしておりますが、記載台にも掲示しておりますので、よろしくお願ひいたします。

(投票用紙配付)

奥本議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

奥本議長 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次、記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。白票は無効といたします。

それでは、議席番号と氏名の呼び上げをお願いいたします。

(投 票)

奥本議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

奥本議長 開票を行います。

12番、増田順弘議員及び13番、西井覚議員、立会いをお願いします。

(開 票)

奥本議長 開票の結果を報告いたします。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち有効投票14票、無効投票0票であります。

有効投票中、森田一成候補13票、白川健太郎候補1票。以上のとおりであります。

よって、ただいまの選挙結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告いたします。

次に、日程第33、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、ペーパーレス会議システム等に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、一覧表記載事項について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、議員の皆様方に一言お礼を申し上げます。

定例会といたしましては、本定例会が我々の任期最後の定例会でございます。2日の開会以来、議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

皆様方には、市議会議員として市民の多様なニーズとその負託に応えるべく議員活動に精進され、葛城市的発展のためにご尽力いただきましたことに対し、深甚なる敬意を表するものでございます。また、今期限りでご勇退されます議員におかれましては、誠に心残りの感がいたしますが、今まで葛城市的発展に尽くされたご功績に対しまして、深く敬意と感謝の意を表する次第であります。

顧みますと、昨年11月の臨時会におきまして議会議長という大役を仰せつかり、本日まで葛城市政の発展と円滑な議会運営並びに議会改革にひたすら努めてまいりました。議会のICT化のため、昨年12月定例会からペーパーレス会議システムの導入や、次回選挙から議員定数を15名から13名へと削減する条例改正、また、カフェ方式の市民懇談会の開催など、葛城市議会にとって歴史的な一年だったかと思います。幸いにも皆様方のご支援、ご協力を賜りまして、本日まで大過なく職責を全うすることができました。心から感謝するとともに、厚く御礼を申し上げます。

最後に、各執行機関におかれましては、議員各位から出されました数々の意見や要望を真摯に受け止められ、本市の発展のためにご活躍いただきますことを切にお願いし、私の閉会の挨拶といたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長

阿古市長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月2日に開会されました令和7年第3回葛城市議会定例会が、21日間の全日程を終えさせていただき、本日をもちまして閉会の運びとなりました。議員の皆様方には、長期間にわたりまして、ご提案申し上げました各案件について慎重なるご審議を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

会期中に議員の皆様方から頂戴いたしました貴重なご意見などを真摯に受け止め、職員一丸となって葛城市的更なる発展のため、鋭意努力をしてまいる覚悟でございます。

なお、本定例会をもってご勇退をされる議員の皆様もおられるようにお伺いしております。長きにわたってのご支援、ご指導に心から感謝を申し上げます。

簡単ではございますが、閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

奥本議長 以上で令和7年第3回葛城市議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後5時27分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 奥本 佳史

議 会 副 議 長 西川 善浩

署 名 議 員 谷原 一安

署 名 議 員 川村 優子